

# ポケット六法 令和八年版 有効な改正前規定

## 「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（令和七年八月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう

す。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和八年四月二日から令和九年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和九年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和七年一〇月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和八・五・二四までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和七年一〇月一日

有斐閣六法編集室

## 凡 例

〔内容現在〕 令和七年一〇月一日

〔掲載内容〕 ポケット六法令和八年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和八年四月二日から令和九年三月三十一日まで（令和九年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覧〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

# 目次

## 公 法

- 日本国憲法の改正手続に関する法律  
(平成一九法五)……………三
- 個人情報保護の保護に関する法律  
平成一九法五……………三
- 国会法昭和二三法七九……………三
- 公職選挙法昭和二三法〇〇……………三
- 裁判所法昭和二三法五九……………四
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律  
平成一九法六三……………四
- 検察審査会法昭和二三法四七……………五
- 内閣法昭和二三法五……………六
- 内閣府設置法平成二二法八九……………六
- 国家公務員法昭和二三法二〇……………六
- 地方自治法昭和二三法六七……………七
- 行政手続法平成五法八八……………七
- 行政不服審査法平成二六法六八……………八
- 行政事件訴訟法昭和三七法三九……………八
- 警察官職務執行法昭和二三法二六……………八
- 道路交通法昭和三五法〇五……………八
- 自衛隊法昭和二九法一六五……………九
- 環境影響評価法平成九法八……………九
- 学校教育法昭和二三法二六……………九
- 民法明治二九法八九……………一〇

## 民 事 法

- 不動産登記法平成一六法二二三……………一〇
- 消費者の財産的被害等の集団的な回復  
のための民事の裁判手続の特例に関する  
法律平成二五法九四……………一一
- 借地借家法平成二九法九〇……………一一
- 戸籍法昭和二三法三四……………一一
- 児童福祉法昭和二三法二六四……………一一
- 児童虐待の防止等に関する法律平成一  
二法八二……………一二
- 会社法平成一七法八六……………一二
- 債権、株式等の振替に関する法律平成  
一三法七五……………一三
- 商業登記法昭和三八法二二五……………一三
- 船舶の所有者等の責任の制限に関する  
法律昭和五〇法九四……………一三
- 民事訴訟法平成〇九法〇九……………一四
- 民事訴訟規則平成八最高裁規五……………一九
- 民事訴訟費用等に関する法律昭和四六  
法四〇……………二六
- 外国等に対する我が国の民事裁判権に  
関する法律平成二二法二四……………二六
- 人事訴訟法平成〇五法〇九……………二六
- 非訟事件手続法平成三三法五二……………二七
- 家事事件手続法平成三三法五二……………二七
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に  
関する条約の実施に関する法律平成二五  
法四八……………二八
- 民事調停法昭和二六法三二……………二八
- 仲裁法平成一五法二三八……………二九
- 民事執行法昭和五〇法四……………二九
- 民事執行規則昭和五四最高裁規五……………三二
- 民事保全法平成一九法九……………三一
- 民事保全規則平成二最高裁規三……………三一
- 破産法(平成一六法七五)……………三二

## 刑 事 法

- 破産規則(平成一六最高裁規一四)……………三二
- 民事再生法(平成一七法三五)……………三二
- 民事再生規則平成二最高裁規三……………三三
- 会社更生法(平成一四法五四)……………三三
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規  
制等に関する法律平成一七法三六……………三四
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及  
び押取物に記録された性的な姿態の影  
像に係る電磁的記録の消去等に関する  
法律(令和五法六七)……………三四
- ストーカー行為等の規制等に関する法  
律平成二一法八二……………三四
- 刑事訴訟法昭和二三法三二……………三五
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法  
律平成二一法三七……………四七
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図る  
ための刑事手続に付随する措置に関す  
る法律(平成二二法七五)……………四八
- 少年法(昭和三三法一六八)……………五一
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に  
関する法律(平成一七法五〇)……………五一
- 更生保護法(平成一九法八八)……………五二
- 公益通報者保護法平成一六法二二三……………五三
- 雇用の分野における男女の均等な機会  
及び待遇の確保等に関する法律昭和四  
七法二三……………五四
- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇  
用管理の改善等に関する法律平成五法

## 社 会 法

- 七六……………五五
- 労働審判法(平成一六法四五)……………五五
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者  
の雇用の安定及び職業生活の充実等に  
関する法律昭和四一法一三二……………五五
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及  
び派遣労働者の保護等に関する法律  
(昭和六〇法八八)……………五六
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に  
関する法律(昭和二三法五四)……………五七
- 不当景品類及び不当表示防止法昭和三  
七法三四……………五八
- 金融商品取引法昭和三三法二五……………五八
- 特許法昭和三四法二二……………六二
- 不正競争防止法平成五法四七……………六二
- 著作権法昭和四五法四八……………六三

# ○日本国憲法の改正手続に関する法律

## ○個人情報保護に関する法律

## ○国会法

## ○公職選挙法

令和八年四月三日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

改正法令一覧  
八、附則〇八条 令和八・五・四までに施行

### 投票人名簿又は在外投票人名簿の登録と投票

投票人名簿又は在外投票人名簿の登録と投票  
第五十二条 投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書所持し、国民投票の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

② 略

令和八年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

改正法令一覧  
八、附則九五条 令和八・五・二四までに施行

### 権限の委任

第二五〇条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱の確保を図る必要があるときその他政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第九十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があるとき、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第九十六条第一項、第九十六条第二項、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百零一条及び第一百零二条並びに第一百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

② ④ 略

### 送達に関する民事訴訟法の適用

第一百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第九十九条及び第九十九条の規定を適用する。この場合において、同法第九十九條第一項中「執行官」とあるのは、個人情報保護委員会の職員」と同法第九十八條中「裁判長」とあり及び同法第九十九條中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

### 電子情報処理組織の使用

第一六四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第九十一条の規定により書類を送達して行うこととして、いるものに関する事務を、同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用し行ったときは、第九十六条において読み替へて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用し、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）に備えられたファイルに記録しなければならない。

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

改正法令一覧  
情通連技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）附則二五条 令和九・三・二一までに施行

### 第三四條の二（被逮捕議員の通知）

第三四條の二（被逮捕議員の通知）① 内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

② 略

### 第一〇〇条（議員の不逮捕特権）

第一〇〇条（議員の不逮捕特権）① 略  
② 内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前日までに、参議院議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

③ ④ 略

⑤ 議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を發議するには、議員二十人以上の連署で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

改正法令一覧  
八、附則四二条 令和八・五・二四までに施行

### 投票人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票

投票人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票  
第四二条 投票人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

② 略



# ○ 檢察審査會法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三）**三九** 本則四條（令和九・三・三）まで施行

**第二條**（申立ての方法）審査の申立は、書面により、且つ申立の理由を明しなければならない。

**第五條**（檢察官の協力義務）（略、改正後の①）  
②（改正により追加）

**第五條**の二（合意内容書面の提出）① 前条に定めるもののほか、**檢察審査會**が審査を行う場合においては、**檢察官**は、当該審査に係る事件について被審者ととの間でした刑事訴訟法（昭和三十三年法律百三十一号）第三十條の二第一項の合意があるときは、同法第三十五條の三第二項の書面を**檢察審査會**に提出しなければならない。

② 前項の規定により当該書面を**檢察審査會**に提出した後、**檢察審査會**が**檢察官**の公訴を提起しない処分を当否について議決する前に、当該合意の当事者が刑事訴訟法第三十五條の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、**檢察官**は、遅滞なく、同項の書面を**檢察審査會**に提出しなければならない。

**第七條**（証人尋問）（略）

新②（改正により追加）

② **檢察審査會**は、証人がその呼出に応じないときは、当該**檢察審査會**の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。（改正後の③）  
③（略、改正後の④）

**第八條**（勸告の撤回）（略、改正後の①）

**第八條**の二（審査申立人の意見書等の提出）審査申立人は、**檢察審査會**に意見書又は資料を提出することができる。

**第四〇條**（議決書の作成及び公表）**檢察審査會**は、審査の結果議決をしたときは、理由を附し議決書を作成し、その謄本を当該**檢察官**を指揮監督する**檢察事**及び**檢察官**職務格審査會に送付し、その送達後七日間当該**檢察審査會事務局**の掲示場に議決の

要旨を掲示し、且つ第三十條の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

**第四條**（**檢察官**の処分義務）① **檢察審査會**が第三十九條の五第一項第一号の議決をした場合には、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、**檢察官**は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべき否かを検討し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

② **檢察審査會**が第三十九條の五第一項第二号の議決をした場合において、前条の議決書の謄本の送付があつたときは、**檢察官**は、速やかに、当該議決を参考にして、当該公訴を提起しない処分を当否を検討し、又はこれを提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

③（略）

**第四條**の二（再度の不起訴処分の審査）①（略）  
② 第三十九條の五第一項第一号の議決をした**檢察審査會**は、第四十條の規定により当該議決に係る議決書の謄本の送付をした日から三月間、**檢察官**が当該**檢察審査會**に対し三月を超えない期間で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間以内に前条第三項の規定による通知があつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなして、当該処分を当否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、**檢察官**から同項の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分の当否の審査を行わなければならない。

**第四條**の六（**起訴議決**）①（略）

② **檢察審査會**は、**起訴議決**をするときは、あらかじめ、**檢察官**に対し、**檢察審査會**議に出席して意見を述べられる機会を与えなければならない。

③（略）

**第四條**の七（**議決書**の作成及び送付）① **檢察審査會**は、**起訴議決**をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、**檢察審査會**は、できる限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

②（略）  
③ **檢察審査會**は、第一項の議決書を作成したときは、第四十條に規定する措置をとるほか、その議決書の謄本を当該**檢察審査會**の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、**起訴議決**に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

**第四條**の九（**指定弁護士**）① 第四十條の七第三項の規定による議決書の謄本の送付があつたときは、裁判所は、**起訴議決**に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定しなければならない。  
②（略）  
③（略）

有効な改正前規定（内閣法

○内閣法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・二三法四三）本則一六条（令和八・一一・二二）までに施行

第九条の二内閣サイバー官 ①（略）

②（略）

③（略）

二 サイバーセキュリティ基本法第十七条第五項の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ協議の庶務（改正より廃れた）

③（略）改正後の（二）

内閣府設置法 国家公務員法）

○内閣府設置法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・二三法四三）本則一七条（令和八・五・二二）までに施行

第三条（任務）

①（略）

② 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報保護の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、ことごとく家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定することもをいう。次条第一項第二十九号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保とともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

③（略）

○国家公務員法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・日本学術会議法（令和七・六・二八法七〇）附則二九条（令和八・一〇・一）施行

第一条①②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

十一 十二 日本学術会議法（改正七より廃れた）

十三 十七（略）

# ○地方自治法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・三）**法四八**（附則三六条（令和八・五・二四）で施行）
- ・地方自治法の一部を改正する法律（令和八・六・二六）**法六五**（本則（令和八・二・二五）まで施行）

## 第九条（市町村境界争論の調停・裁定、確定の訴え）①⑤

⑩前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに判決書の写を添えてその旨を総務大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。

⑪（略）

## 第七四条の二（署名の証明、署名簿の縦覧、署名数の告示、署名に関する争訟）①④⑤（略）

⑩審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の写を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

⑪⑫⑬（略）

## 第一〇〇条（調査権、出頭証言及び記録の提出請求、協議・調整の場、議員の派遣、政務活動費、刊行物の送付、図書室等）①（略）

②民事訴訟法に関する法令の規定に証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定はこの限りでない。

③④⑤（略）

## （住民訴訟）

### 第四二条の二（住居訴訟）

一三（略）

四当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をするときは、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第百

四十三條の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令を受けることを求める請求

②⑬（略）

## （私の公益取扱いの制限）

第二四二条（普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づき政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公益の徴取若しくは取納又は支出の権限を私人に委任し、又は私をして行わせてはならない。

新第四三條の二の七（改正より追加）

## 第四三條の二の七・第四三條の二の八（略）改正後の第二四二條の二の八・第四三條の二の七

# ○行政手続法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六）**法六三**（本則四四條（令和八・六・一五）まで施行）

## （聴聞の通知の方式）

第五條①行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分が本人となるべき者に對し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一四（略）

③行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することにより行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

④改正より追加

## （代理人）

第六條①前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

②④（略）

## （続行期日の指定）

第二五條①②（略）

③第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に對する二回以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替へるものとする。

## （聴聞に関する手続の準用）

第三二條第十五条第三項及び第六條の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第四項中「第一項」とあるのは、「第三十條」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは、「同条第三号」と、「第十條第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十條」と、「同条第三項後段」とあるのは、「第三十條において準用する第十五条第三項後段」と読み替へるものとする。

第三二條第十五条第三項及び第六條の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第四項中「第一項」とあるのは、「第三十條」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは、「同条第三号」と、「第十條第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十條」と、「同条第三項後段」とあるのは、「第三十條において準用する第十五条第三項後段」と読み替へるものとする。

○行政不服審査法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）本則六二条（令和八・六・一五までに施行）

（裁決の効力発生）

- ③ 第五 条①②（略）  
公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。
- ④（略）

○行政事件訴訟法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則五八条（令和・五・二四までに施行）

（被告を誤った訴えの救済）

- ② 第五 条①（略）  
前項の決定は、書面とするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。
- ③⑦（略）
- ② 原告による請求の追加的併合  
第十九条①（略）  
前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法（平成八年法律第九号）第四百三条の規定の例によることを妨げない。

○警察官職務執行法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・二三法四三）本則一条（令和八・一一・二二までに施行）

第六 条の二（改正により追加）

- ⑧（略）

○道路交通法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）本則三二条（令和八・六・一五までに施行）

（放置違反金）

- ⑥ 第五 条の四①（略）  
公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第一号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項第一号に掲げた書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会において、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- ⑧（略）
- ⑧（罰則）（略）

## ○自衛隊法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・二三法四） 本則四條（令和八・一・二二までに施行）

### 第八一条の三 改正により追加

### （関係機関との連絡及び協力）

第八八条第六項、第七十七條の二、第七十七條の四、第七十八條第一項、第八十條第二項、第八十一條の第二項、第八十二條の三第一項若しくは第二項、第八十三條第二項、第八十三條の三又は第八十三條の四の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関する都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

### （治安出動時の権限）

第八九条① 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の規定は、第七十八條第一項又は第八十條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行において準用する場合において、同法第四條第三項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

②（略）

有効な改正前規定（自衛隊法）

## ○環境影響評価法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・環境影響評価法の部分改正する法律（令和七・六・二〇法七三） 本則、令和八・七・一九までに施行

### 評価書の作成

### 第二条①（略）

② 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかつた場合に準備書に係る環境影響評価の結果に係る次掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十条及び第三十条において「評価書」という。）を、同項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務官で定めるところにより作成しなければならない（一四一（略））

### 第六一条・第六二条（略）改正後の第六一条・第六二条

環境影響評価法 学校教育法

## ○学校教育法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六・六・二六法六九） 附則七条（令和八・一・二二までに施行）

### 第二条の一 改正により追加

### 第三三条（準用規定）

① 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三條及び第四十四條の規定は専修学校に、第四一、一、一、第一項の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第四五条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）に準用する。この場合において、第十條中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三條第一項中「第四條第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第一号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四條中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村、市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。」の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

②（略）

学校教育法

○民法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧  
・民法等の部を改正する法律（令和八・五・二四法三）  
則一条（令和八・五・二三までに施行）

（一般の若取特則）

第二〇六条（若取特則）  
新二（改正により追加）  
三、四（略）改正後の四・五

第二〇八条の一（改正により追記）

（離婚の類定の準用）

第七百六十八條第一項、第七百六十九條から第七百七十九條まで、第七百九十九條第一項ただし書並びに第八百九十九條第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。

第七五三条 削除

（夫婦間の契約の取消権）

第七五四条 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

（離婚の届出の受理）

第七五五条① 離婚の届出は、その離婚が前条において準用する第七百三十九條第二項の規定及び第八百九十九條第一項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認められた後でなければ受理することができない。

②（略）

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第七六六条① 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

②④（略）

第七六六条の二・第七六六条の三（改正により追加）

（財産分与）

第七六八条①（略）  
② 前条の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りである。

③ 前条の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。

（裁判上の離婚）

第七七〇条①（往者略）  
一三三（略）

四 配偶者が強迫の精神病にかかり、回復の見込みがないとき、改正により附則した  
五（略）改正後の四

② 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合のすべて、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

③ 認知後の子の監護に関する事項の定め等  
第七七八条 第七百六十六條の規定は、父が認知する場合について準用する。

（十五歳未満の者を養子とする縁組）

第七九七条①②（略）  
④（改正により追加）

（協議上の縁組等）

第八一条①②（略）  
③ 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の継縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。

④ 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは母又は養親の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。

第四編第三章

第三節 第八七条の二・第八七条の三（改正により追加）

（親権者）

第八八一条① 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

② 子が養子であるときは、養親の親権に服する。  
③ 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行つ。ただし、父母の一方が親権を行つことができなるときは、他の一方が行う。

（離婚又は認知の場合の親権者）

第八一九条① 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者として定めなければならない。

② 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

③ 子の出生前に父母が離婚した場合又は、親権者は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

④ 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めるときに限り、父が行う。

⑤（略）  
⑥ 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によつて、親権者を他の一方に変更することができる。

⑦⑧（改正により追加）

第八二四条の二・第八二四条の三（改正より追加）

（子に代わる親権の行使）  
第八三三条 親権を行う者は、その親権に服する子に代わつて親権を行う。

○不動産登記法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧  
・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル法形成基本法等の一部を改正する法律（令和八・六・一六法三）本則五六条（令和八・六・一五までに施行）

（筆界特定申請の通知）

第二三三条①（略）

② 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないときは、同項本文の規定による通知を、関係人の氏名又は名称、通知すべき事項及び当該事項を載し、書面をいつても関係人事務所に交付する場を対象土地の所在市を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示することによつて行つことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなす。

一一三（改正より追加）



第三章 事業 養育里親及び養子縁組里親並びに施設

○児童虐待の防止等に関する法律

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・児童福祉法の一部を改正する法律（令和七・四・二五法二九）本則五条（令八・一〇・二四までに施行）

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条①（略）

②（付略）

③（略）

④（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第一条④（略）  
都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第一項の規定より児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

第二条①（児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置）児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く、以下この

項において同じが採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めるとき、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十二条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

②（略）

第二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して一時保護を行わせている場合、前条第一項の一時保護を行つて、施設入所等の措置を要するものと認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めるとき、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、速やかに、同法第二十八条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

（施設入所等の措置の解除等）

第一条④（略）

都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

④（略）

（施設入所等の措置の解除時の安全確認等）

第三条の一 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認めるときは、市町村 児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要

な支援を行うものとする。

### ○会社法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）（附則八〇条（令和八・五・二四）までに施行）
- ・金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和八・五・二三法三二）（附則一、二、七号（令和八・五・一）施行）

#### 取締役の資格等

### 第三二条

#### （経略略）

三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条、第九十九号から第九十五号まで若しくは第十三号から第十五号まで、第九十八号第一項第八号、第九十九号第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二十二号第三項若しくは第二十五号第一号から第六号まで、第二十九号若しくは第三十号の罪、民事再生法平成十一年法律第一百二十五号から第一百六十五号まで若しくは第三百六十一号の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第一百二十九号）第六十五号、第六十六号、第六十八号若しくは第六十九号の罪、会社更生法平成十四年法律第五十四号、第六百六十六号、第六百六十七号、第六百六十九号から第七百七十一条まで若しくは第七百七十三号の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五号、第二百六十六号、第二百六十八号から第二百七十一号まで若しくは第二百七十四号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

### （四）略

### ②（略）

#### （裁判書の送達）

第八八三条 この節の規定による裁判書の送達については、民事訴訟法第五編第五章第四節（第四百四条を除く）の規定を準用する。（改正後の①）

### ②（改正により追加）

有効な改正前規定（会社法）

### ○社債、株式等の振替に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）（附則九〇条（令和八・五・二四）までに施行）
- ・特別口座に係る記載又は記録がされた振替株についての振替手続別に関する特例

### 第三二条

#### （略）

② 第三十一条第一項の振替株式に係る第三十号第一項の通知又は振替の申請の前に当該振替株式となる前の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものその他の事務者若しくは主務者（以下この条において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしななければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務者若しくは取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をした場合又はその他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務者若しくは取得者等が定める場合も、同様とする。

### ③（略）

社債、株式等の振替に関する法律

### ○商業登記法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）（附則六〇条（令和八・五・二四）までに施行）
- （継続の登記）

### 第一〇三条

合名会社の設立の無効又は取消し訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、会社法第八百四十五条の規定により合名会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添付しなければならない。

### ○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）（附則六五号（令和八・五・二四）までに施行）

### 別表

#### （改正により追加）

商業登記法

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

# ○民事訴訟法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・二三四）
- 八）本則（令和八・五・二四）までに施行
- 情報通信技術の進歩等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三九）三附則二九条（令和八・五・二二）までに施行

## 第三編 総則

### 第三章 当事者

#### 第一節 被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則

- 第三十一条（略）
- 第三十二条（略）
- 第三十三条（略）
- 第三十四条（略）
- 第三十五条（略）

#### 第二節 訴訟参加

- 第三十六条（略）
- 第三十七条（略）
- 第三十八条（略）
- 第三十九条（略）
- 第四十条（略）

#### 第三節 訴訟費用

- 第四十一条（略）
- 第四十二条（略）
- 第四十三条（略）
- 第四十四条（略）
- 第四十五条（略）

#### 第四節 訴訟費用

- 第四十六条（略）
- 第四十七条（略）
- 第四十八条（略）
- 第四十九条（略）
- 第五十条（略）

#### 第五節 訴訟費用

- 第五十一条（略）
- 第五十二条（略）
- 第五十三条（略）
- 第五十四条（略）
- 第五十五条（略）

- ① 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があつたものとみなす（改正後の③）
- ② 前項の異議の申立てについてその決定に対しては、即時抗告をすることができる（改正後の④）
- ③ 和解の費用負担額を確定し、和解の費用又は訴訟費用を負担を定め、その額を定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。
- ④ 和解が裁判員による場合において、和解の費用又は訴訟費用を負担を定め、その額を定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。
- ⑤ 和解が裁判員による場合において、和解の費用又は訴訟費用を負担を定め、その額を定めなかつたときはその額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五條の和解においては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

#### 和解の取消

- 第七十一条（略）
- 第七十二条（略）
- 第七十三条（略）
- 第七十四条（略）
- 第七十五条（略）

#### 担保の取消

- 第七十六条（略）
- 第七十七条（略）
- 第七十八条（略）
- 第七十九条（略）
- 第八十条（略）

#### 和解の試み等

- 第八十一条（略）
- 第八十二条（略）
- 第八十三条（略）
- 第八十四条（略）
- 第八十五条（略）

#### 和解の試み等

- 第八十六条（略）
- 第八十七条（略）
- 第八十八条（略）
- 第八十九条（略）
- 第九十条（略）

#### 和解の試み等

- 第九十一条（略）
- 第九十二条（略）
- 第九十三条（略）
- 第九十四条（略）
- 第九十五条（略）

#### 和解の試み等

- 第九十六条（略）
- 第九十七条（略）
- 第九十八条（略）
- 第九十九条（略）
- 第一百条（略）

#### 和解の試み等

- 第一百零一条（略）
- 第一百零二条（略）
- 第一百零三条（略）
- 第一百零四条（略）
- 第一百零五条（略）

- ① 当事者及び利害関係を陳明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄本、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書交付を請求することができる。
- ② 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む）に関して適用しない。この場合において、これらの物につきいて当事者又は利害関係を陳明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、謄本を許さなければならない。
- ③ 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、拒絶することができる。
- ④ 秘密保護のための閲覧等の制限
- ⑤ 秘密保護のための閲覧等の制限

#### 秘密保護のための閲覧等の制限

- 第九十二条（略）
- 第九十三条（略）
- 第九十四条（略）
- 第九十五条（略）
- 第九十六条（略）

#### 秘密保護のための閲覧等の制限

- 第九十七条（略）
- 第九十八条（略）
- 第九十九条（略）
- 第一百条（略）
- 第一百零一条（略）

#### 秘密保護のための閲覧等の制限

- 第一百零二条（略）
- 第一百零三条（略）
- 第一百零四条（略）
- 第一百零五条（略）
- 第一百零六条（略）

#### 秘密保護のための閲覧等の制限

- 第一百零七条（略）
- 第一百零八条（略）
- 第一百零九条（略）
- 第一百一十条（略）
- 第一百一十一条（略）

#### 秘密保護のための閲覧等の制限

- 第一百一十二条（略）
- 第一百一十三条（略）
- 第一百一十四条（略）
- 第一百一十五条（略）
- 第一百一十六条（略）

#### 秘密保護のための閲覧等の制限

- 第一百一十七条（略）
- 第一百一十八条（略）
- 第一百一十九条（略）
- 第一百二十条（略）
- 第一百二十一条（略）

#### 秘密保護のための閲覧等の制限

- 第一百二十二条（略）
- 第一百二十三条（略）
- 第一百二十四条（略）
- 第一百二十五条（略）
- 第一百二十六条（略）

- ① 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等
- ② 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等
- ③ 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等
- ④ 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等
- ⑤ 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等

#### 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等

- 第一百二十七条（略）
- 第一百二十八条（略）
- 第一百二十九条（略）
- 第一百三十条（略）
- 第一百三十一条（略）

#### 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等

- 第一百三十二条（略）
- 第一百三十三条（略）
- 第一百三十四条（略）
- 第一百三十五条（略）
- 第一百三十六条（略）

#### 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等

- 第一百三十七条（略）
- 第一百三十八条（略）
- 第一百三十九条（略）
- 第一百四十条（略）
- 第一百四十一条（略）

#### 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等

- 第一百四十二条（略）
- 第一百四十三条（略）
- 第一百四十四条（略）
- 第一百四十五条（略）
- 第一百四十六条（略）

#### 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等

- 第一百四十七条（略）
- 第一百四十八条（略）
- 第一百四十九条（略）
- 第一百五十条（略）
- 第一百五十一条（略）

#### 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等

- 第一百五十二条（略）
- 第一百五十三条（略）
- 第一百五十四条（略）
- 第一百五十五条（略）
- 第一百五十六条（略）

#### 知財財産に関する事件における裁判所調査官の事務等

- 第一百五十七条（略）
- 第一百五十八条（略）
- 第一百五十九条（略）
- 第一百六十条（略）
- 第一百六十一条（略）









を用いて支払督促申立てをすることができ、  
第九八条① 第三百二十二条の十一項の規定により電子情  
報処理組織を用いてされた支払督促申立てに係る督促手続に  
おける支払促に対して適法な督促異議の申立てがなされたとき  
は、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、  
当該支払督促の申立ての時に、第三百十三條に規定するもの若  
しは前条の別で最高裁判所規則で定められたもの若しくは前  
在の地方裁判所に訴えるもの提起があつたものとみなす。  
② 略

第九九条① 第三百二十二条の十一項の規定により電子情  
報処理組織を用いてされた支払督促申立てに係る督促手続に  
おける指定簡易裁判所の裁判所書記官の処分の督促手続に  
当該処分の告知に関するこの法律その他の法律の規定により書  
面をもつてするものとされてるものについては、当該支払督促  
の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電  
子情報処理組織を用いてすることができ、  
② 第三百十三條の十二項が第四項で規定は、前項の規定  
により指定簡易裁判所の裁判所書記官がその告知の告知につ  
いて準用する。  
③ 前項において準用する第三百十三條の十項の規定にか  
かわらず、第三項の規定による告知の告知を受けるべき債権者  
の同意があるときは、当該告知の告知は、裁判所使用に係る電  
子計算機に備えられたファイルに当該告知に係る情報が最高裁  
判所規則で定められたファイルに当該告知に係る情報が最高裁  
判所規則で定められたファイルに記録され、かつ、その記録関  
連したものとみなす。

電磁的記録による作成等  
第四〇一条① 指定簡易裁判所の裁判所書記官は、第三百十三  
条の十一項の規定により電子情報処理組織を用いてされた支  
払督促の申立てに係る督促手続に、この法律その他の法律  
をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。をすること  
とされてるものについては、当該法律の規定にかかわらず、  
書面等の作成等に代りて、最高裁判所規則で定めるところによ  
り、当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができ  
る。  
② 第三百十三條の十一項及び第四項の規定は、前項の規定に  
より指定簡易裁判所の裁判所書記官がする電磁的記録の作成等  
について準用する。  
電磁的記録に係る訴訟記録の取扱い  
第四〇二条① 督促手続に係る訴訟記録のうち、第三百十三條の  
十一項本文の規定により電子情報処理組織を用いてされた申  
立て等に係る部分又は前条第一項の規定により電磁的記録の作  
成等された部分以下この条において電磁的記録の部分と  
総称する。について、第九十一条第一項又は第三項の規定によ  
る訴訟記録の閲覧等の請求があつたときは、指定簡易裁判所

裁判所書記官は、当該指定簡易裁判所に係る電子計算機  
に備えられたファイルに記録された電磁的記録部分の内容を書  
面に出力した上、当該訴訟記録の閲覧等を当該書面もつてす  
るものとする。電磁的記録の作成等に係る書類の送達又は送付  
も同様とする。  
② 第三百十三條の十一項本文の規定により電子情報処理組織  
を用いてされた支払督促の申立てに係る督促手続に係る支払  
督促に対し適法な督促異議の申立てがあつたときは、第三百九  
十條の規定により訴訟の提起があつたものとみなされる裁判  
所は、電磁的記録部分の内容を書面に出力した上、当該訴訟記  
録の閲覧等を当該書面もつてするものとする。  
電子情報処理組織による督促手続における所定の方式の書面  
による支払督促の申立て  
第四〇三条① 電子情報処理組織の裁判所に係る複数の電  
子計算機相互に電気通信回線接続した電子情報処理組織  
を用いて督促手続を取り扱う裁判所として、最高裁判所規  
則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、第三百八十  
三條の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別  
に最高裁判所規則で定める簡易の場合にあつたとき、最高裁  
判所規則で定める方式に適合する方式により記載された書面を  
もつて支払督促の申立てをすることができ、  
② 第三百九十八條の規定は、前項に規定する方式により記載さ  
れた書面もつてされた支払督促の申立てに係る督促手続にお  
ける支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあつたときに  
準用する。

第八編 執行停止（略）改正後の第九編

有効な改正前規定（民事訴訟規則）

### ○民事訴訟規則

令和四年四月二日以降有効な旧規定  
改正法令 寛  
・民事訴訟規則の一部を改正する規則（令和・九・一七最  
高裁規）四本則 条 令和八・五・二四までに施行

第一編 総則  
第一章 通則  
第一節 申立て等の方式  
第一條① 申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除  
き、書面又は口頭ですることができ、  
② 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述をな  
さなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、調書  
を作成し、記名押印しなければならない。  
③ 改正により追加  
第二條① 改正により追加  
第三條① 当事者訴訟所に提出すべき書面の記載事項  
第二條① 訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に  
提出すべき書面は、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代  
理人が記名押印するものとする。  
一 五 略

裁判所提出すべき書面のフックミによる提出  
第三條①（詳略）  
一 略  
二 秘密事項届出書面  
三 五 略  
裁判所提出すべき書面に記載した情報の電磁的方法による提  
出  
第三條① 裁判所は、判決書の作成に用いる場合その他必要  
と認められる場合において、書面を裁判所に提出した又は  
提出しようとする者が当該書面に記載した情報の内容によつ  
ては認識することができない方式で作られる記録であつて、電  
子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この  
項において同じ。を有しているときは、その者に対し、当該電  
磁的記録の記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を  
使用する方法及びその他の情報通信の技術を利用する方法）を求  
めることができる。  
② 略

被告及び通知  
第四一一条① 略  
② 被告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又  
はその者が外国に在るときは、被告すべき事項を公告してそれ  
らにより、この場合においては、その公告は、被告すべき事項を記載  
した書面を裁判所の掲示欄その他裁判所内の公衆の見やすい場  
所に掲示して行う。  
③ 略  
④ 改正により追加  
⑤ この規則の規定による通知（第四十八條公示送達の方法  
第二項の規定による通知）を除くは、これを受けるべき者所  
在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、その  
事由を要し、この場合においては、裁判所書記官は、その  
事由を訴訟記録上明らかにしなければならない。  
⑥ 略

第六節 管轄  
普通裁判所所在地の指定・法第四四條  
第六條 民事訴訟法（或は八年法律第九号）以下「法」とい  
う。第四條、普通裁判所法（或は八年法律第九号）の最高裁判所規則  
で定める地は、東京地方判区とする。  
第九條 移送による記録の交付・法第十二條  
第九條 移送の裁判が確定したときは、移送の裁判をした裁判所  
の裁判所書記官は、移送を受けた裁判所の裁判所書記官に対  
し、訴訟記録を送付しなければならない。  
第七章 当事者  
第八節 当事者能力及訴訟能力  
（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）法第二十  
九條  
第四條（略）改正後①  
② 改正により追加  
③ 法定代理権等の証明 法第三十四條  
第五條 法定代理権又は訴訟行為をするのに必要と授権は、書  
面を証明しなければならない。選定当事者の選定及び変更につ  
いても、同様とする。改正後①  
④ 改正により追加  
⑤ 法人の代表者等への準用・法第三十七條  
第六條（略）改正後①  
⑥ 改正により追加

第三節 訴訟参加  
補助参加の申出書の送達等 法第四十三條等  
第四〇一条① 略  
② 前項に規定する送達は、補助参加の申出をした者から提出さ  
れた副本によつて行う。  
③ 改正により追加

新③ 改正により追加

有効な改正前規定（民事訴訟規則）

- ③前項の規定は、法第四十七条、独立出訴者参加（第一項及び第五十二条、共同訴訟参加）第一項の規定による参加の申立書の送達について準用する。（改正後の④）
- ④訴訟告知の送達等（法第三十三條）
- 第二十一条（略）
- ②前項に規定する送達は、訴訟告知をし、当事者から提出された本項によつてする。
- 新③ 改正により追加
- ③ 略、改正後の④

第四節 訴訟代理人

- 第三條 訴訟代理権の証明等（法第五十四條等）
- 第一項 訴訟代理の権限は、書面にて証明しなければならない。
- ②前項の書面が私文書であるときは、裁判所は、公証人の他人に命ずることができ。
- 新③ 改正により追加
- ④ 略、改正後の④

第四章 訴訟費用

- 第五節 訴訟費用の負担
- 訴訟費用の確定を求むる申立ての方式等（法第七十條）
- ②前項の申立てにより訴訟費用又は和解の費用（以下この節において「訴訟費用等」という）の負担額を定める処分を求めるときは、当事者は、費用計算書及び費用額の確定に必要となる書類を、相手方に提出するとともに、同項の書面及び費用計算書について第四十七條（書類の送付）第一項の送達をなければならない。
- ③ 略、改正により追加
- ④ 略、改正により追加
- 相手方の催告等（法第七十一條等）
- 第五案① 裁判所書記官は、訴訟費用等の負担額を定める処分をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の確定に必要な書類並びに、費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を、一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが訴訟費用等を負担する場合において、記録係申立人の訴訟費用等についての負担額が明らかでないときは、この限りでない。
- 新② 改正により追加
- ② 相手方が前項の期間内に、費用計算書又は費用額の陳明に必要となる書類を提出しないときは、裁判所書記官は、申立人の費用のみについて、訴訟費用等の負担額を定める処分をすることができ。ただし、相手方が訴訟費用等の負担額を定める処分を求めた申立てをするを妨げない。（改正後の③）
- 費用額の確定処分の方式（法第七十一條等）
- 第六案 訴訟費用等の負担額の額を定める処分は、これを記載し

- た書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない。
- 第七案 法第七十一條（最高裁判所規則で定める場合）
- 第二條 法第七十一條（訴訟費用額の確定手続）第二項の最高裁判所規則で定める場合は、相手方が第二十五条（相手方への催告等）第一項の期間内に同項費用計算書又は費用額の陳明に必要となる書類を提出しない場合と同一。
- 第五章 訴訟手続
- 第六節 訴訟の管理等
- 除却と音声の送受信による通話の方による口頭弁論の期日（法第八十七條）
- 第二項 第一項
- ②前項の手続（略）
- ③前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第一号に掲げる事項を口頭弁論の調査に記載しなければならない。
- ④前項の口頭弁論の調査を行つたときは、その旨及び同項第一号に掲げる事項を口頭弁論の調査に記載しなければならない。
- 第三案①③④ 略
- ④前項の手続を行い、かつ、裁判所等がその結果について裁判所書記官に調査を作成させるときは、同項の手続を行つた旨及び同項第二号に掲げる事項を調査に記載させなければならない。

- 訴訟記録の正本等の様式（法第九十一條等）
- 第三案 訴訟記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。
- 訴訟記録の閲覧等の請求の方式等（法第九十一條）
- 第三案の二① 訴訟記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本又は抄本を交付する若しくは複製又は訴訟に関する事項の証明書を作成し、書面しなければならない。
- ②前項の請求に關する事項の交付の請求を除くことは、訴訟記録中の当該請求に係る部分に限定する。事項を明らかにしてしなければならない。改正により附則
- 訴訟記録の閲覧又は謄写は、その対象となる書面を提出した者からその写しを提出した場合を除き、提出された写しによつてすることができる。（改正後の③）
- 第三案の三、第三案の四、改正により追加
- 關卷等の制限の申立ての方式等（法第九十二條）
- 第四案①（略）
- ②当事者は、自らが提出する文書その他の物件（以下この条及び第五十二条（法第三百三十三條）第一項の申立ての方式等）において、「文書等」というについて前項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならない。
- ③①の略
- ④第二項本文、第五項本文又は前項の規定により文書から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによつてさせるこ

- とができる。
- ①①（改正により追加）
- 第一節 専門委員等
- 第二款 専門委員
- ①（証憑調査期日における裁判長の措置等（法第九十二條の二））
- 第四案の四① 裁判長は、法第九十二條の二（専門委員の関与）第二項の規定により専門委員が手続に関与させるに当たつて、証人毎の期日において専門委員に説明をさせるに当たつて、必要と認めるときは、当該委員の意見を聴いて、専門委員の説明が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退廷その他適当な措置を採ることができ。
- ②（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与（法第九十二條の三））
- 第三案の七① 法第九十二條の二（専門委員の関与）第二項又は第三項の期日において、法第九十二條の三（音声の送受信）による通話の方法による専門委員の関与に規定する方法によつて専門委員に説明又は発問をさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。
- ② 改正により追加
- ③ 専門委員に前項の説明又は発問をさせたときは、その及び通話先の電話番号を調査に記載しなければならない。この場合においては、通話者の電話番号に加えてその場所を記載することができ。
- ④前項の規定は、法第九十二條の三（専門委員の関与）第二項又は第三項の期日において、第一項の方法によつて専門委員に説明をさせる場合について準用する。
- 受命裁判官等の権限（法第九十三條の七）
- 第四案の二① 受命裁判官又は受託裁判官が法第九十三條の二（専門委員の関与）各項の手続を行つた場合には、第三十四條の二（進行管理期日における専門委員の関与）、第三十四條の四（証憑調査期日における裁判長の措置等）、第三十四條の五（専門委員意見陳述の機会付与）、第三十四條の六（専門委員に対する準備の指示）第一項並びに第三十四條の七（専門委員の送受信による通話の方法による専門委員の関与）第七項及び第三項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。
- 第三節 期日及び期間
- 第三案 受命裁判官又は受託裁判官が行う手続の期日は、その裁判官が指定する。
- 第四節 送達等
- 第一款名（改正により追加）

- 第一款名（改正により追加）
- 第二款名（改正により追加）
- 第三款名（改正により追加）
- 書類の送付
- 第四案①（直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付による）
- ② 裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に關する事項は、裁判所書記官が取り扱ふ。
- ③ 裁判所が当事者の相手方への送付をしなければならない場合（送達を除く）において、当事者が「書類について直送をしない場合は、その送付は、する」とを要しない書類については、直送を困難とする事由を他の相手とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類の相手方への送付を準備書面によつて、送達又は送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出

- 第二款名（改正により追加）
- 第三款名（改正により追加）
- 書類の送付
- 第四案①（直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付による）
- ② 裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に關する事項は、裁判所書記官が取り扱ふ。
- ③ 裁判所が当事者の相手方への送付をしなければならない場合（送達を除く）において、当事者が「書類について直送をしない場合は、その送付は、する」とを要しない書類については、直送を困難とする事由を他の相手とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類の相手方への送付を準備書面によつて、送達又は送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出

- 第二款名（改正により追加）
- 第三款名（改正により追加）
- 書類の送付
- 第四案①（直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付による）
- ② 裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に關する事項は、裁判所書記官が取り扱ふ。
- ③ 裁判所が当事者の相手方への送付をしなければならない場合（送達を除く）において、当事者が「書類について直送をしない場合は、その送付は、する」とを要しない書類については、直送を困難とする事由を他の相手とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類の相手方への送付を準備書面によつて、送達又は送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出

- 第二款名（改正により追加）
- 第三款名（改正により追加）
- 書類の送付
- 第四案①（直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付による）
- ② 裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に關する事項は、裁判所書記官が取り扱ふ。
- ③ 裁判所が当事者の相手方への送付をしなければならない場合（送達を除く）において、当事者が「書類について直送をしない場合は、その送付は、する」とを要しない書類については、直送を困難とする事由を他の相手とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類の相手方への送付を準備書面によつて、送達又は送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出

- 第二款名（改正により追加）
- 第三款名（改正により追加）
- 書類の送付
- 第四案①（直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付による）
- ② 裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に關する事項は、裁判所書記官が取り扱ふ。
- ③ 裁判所が当事者の相手方への送付をしなければならない場合（送達を除く）において、当事者が「書類について直送をしない場合は、その送付は、する」とを要しない書類については、直送を困難とする事由を他の相手とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類の相手方への送付を準備書面によつて、送達又は送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出

- 第二款名（改正により追加）
- 第三款名（改正により追加）
- 書類の送付
- 第四案①（直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付による）
- ② 裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に關する事項は、裁判所書記官が取り扱ふ。
- ③ 裁判所が当事者の相手方への送付をしなければならない場合（送達を除く）において、当事者が「書類について直送をしない場合は、その送付は、する」とを要しない書類については、直送を困難とする事由を他の相手とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類の相手方への送付を準備書面によつて、送達又は送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出











# ○民事訴訟費用等に関する法律

有効な改正前規定（民事訴訟費用等に関する法律 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律 人事訴訟法）

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）  
八）本則四四条（令和八・五・二四までに施行）

（申立ての手数料）  
第三条①（略）

新②（略）  
②①④（略） 改正後の③⑤

（訴訟の目的の価額等）  
第四条① 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

別表第一（第二条 第四条関係）  
第三条①（略）

項	上	下
一六（略）	民事訴訟法第四十七 条第一項若しくは第 五十二條第一項又は 民事再生法（平成十 一年法律第二百二十 五号）第百三十八條 第一項若しくは第八 項の規定による参加 の申出	（略）
八	再審の 訴えの 提起	（一）簡易裁 判所に提 起するも の （二）簡易裁 判所以外 の裁判所 に提起す るもの
八の一（略）		四千元
九和解の申立て		二千元

改正より削られた	請求の目的の価額に依じ、一の項により算出して得た額の二分の一の額
改正より削られた	
以下略	

# ○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律

人事訴訟法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）  
八）本則五二条（令和八・五・二四までに施行）  
△附則一〇条（令和八・五・二四までに施行）

（訴状等の送達）  
第三〇条① 外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状（以下この条及び次条第一項において「訴状等」という。）の送達は、次掲げる方法によりするものとする。

一（略）  
二（略）  
イ（略）  
ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法（民事訴訟法（平成八年法律第九号）に規定する方法であるものに限る。）

②①④（略）

# ○人事訴訟法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）  
八）本則五二条（令和八・五・二四までに施行）  
・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五）  
三）本則一九条（令和八・五・二四までに施行）  
・民法等の一部を改正する法律（令和六・五・二四法三三）  
本則三条（令和八・五・二三までに施行）

（子の監護に関する処分について裁判に係る事件等の管轄権）  
第三條の四① 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十條第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

②（略）  
（参事員）  
第九條（一）⑤（略）  
⑥（改正により追加）

第九條の二（改正により追加）

第六條の二（改正により追加）

第一九條①（略）

第一九條②（略）

第二九條①（略）

第二九條②（略）

第三二條①（略）

第三二條②（略）

第三二條③（略）

第三二條④（略）

第三二條⑤（略）

第三二條⑥（略）

第三二條⑦（略）

一条第一項中「地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同法第三百一十一条第二項中「地方裁判所の判決」とあるのは「最高裁判所、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所」とあるのは「家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所」と、同法第三百二十六条第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」とする。

改正により追加

第三案(一) 附帯処分についての裁判等

第三案(一) 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提し又は婚姻の取消又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十八条の第二項の規定による処分(以下「附帯処分」と総称する。)についての裁判をしなればならない。

第二案(一) 略

第三案(二) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

○非訟事件手続法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・二五法四八)附則一三条(令和八・五・二四までに施行)
- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五・六・一四法五三)本則二四(令和八・五・二四までに施行)
- ・情報通信技術の進展等に対応するための民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・三三法三九)附則二九条(令和八・五・二二までに施行)

専門委員

第三案(一) 略

④裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当該委員の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、専門委員に第一項の意見を述べさせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手続の期日に出頭した者に対し直接に問いを発するを許すことができる。

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

○家事事件手続法

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・二五法四八)本則七四(令和八・五・二四までに施行)
- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五・六・一四法五三)本則二六条(令和八・五・二四までに施行)
- ・民法等の一部を改正する法律(令和八・五・二四法三三)本則四四(令和八・五・二二までに施行)

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

第十八案(一) 略

第十九案(一) 略

第二十案(一) 略

第二十一案(一) 略

第二十二案(一) 略

第二十三案(一) 略

第二十四案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

第十八案(一) 略

第十九案(一) 略

第二十案(一) 略

第二十一案(一) 略

第二十二案(一) 略

第二十三案(一) 略

第二十四案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

第十八案(一) 略

第十九案(一) 略

第二十案(一) 略

第二十一案(一) 略

第二十二案(一) 略

第二十三案(一) 略

第二十四案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

第十八案(一) 略

第十九案(一) 略

第二十案(一) 略

第二十一案(一) 略

第二十二案(一) 略

第二十三案(一) 略

第二十四案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

第十八案(一) 略

第十九案(一) 略

第二十案(一) 略

第二十一案(一) 略

第二十二案(一) 略

第二十三案(一) 略

第二十四案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

第十八案(一) 略

第十九案(一) 略

第二十案(一) 略

第二十一案(一) 略

第二十二案(一) 略

第二十三案(一) 略

第二十四案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

第十八案(一) 略

第十九案(一) 略

第二十案(一) 略

第二十一案(一) 略

第二十二案(一) 略

第二十三案(一) 略

第二十四案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略

第七案(一) 略

第八案(一) 略

第九案(一) 略

第十案(一) 略

第十一案(一) 略

第十二案(一) 略

第十三案(一) 略

第十四案(一) 略

第十五案(一) 略

第十六案(一) 略

第十七案(一) 略

第十八案(一) 略

第十九案(一) 略

第二十案(一) 略

第二十一案(一) 略

第二十二案(一) 略

第二十三案(一) 略

第二十四案(一) 略

合を含む。)及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

第二案(一) 略

第三案(一) 略

第四案(一) 略

第五案(一) 略

第六案(一) 略



# ○仲裁法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・三法四八）（附則九七条（令和八・五・二四）までに施行）
- 別表（改正により追加）

# ○民事執行法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）（本則九七条（令和八・五・二四）までに施行）
- ・民事執行法等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）（本則九七条（令和八・五・二四）までに施行）
- ・民法等の一部を改正する法律（令和六・五・二四法三三）（本則九七条（令和八・五・二四）までに施行）
- 別表（改正により追加）

## 第五節の二（改正により追加）

### 送達の特例

- ④ 前項の規定による送達をすべき場合において、第十條において準用する民事訴訟法第百六条の規定により送達をすることができないときは、裁判所書記官、同項の住所、居所、営業所又は事務所において、書類を留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三條第六項に規定する一般信使事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書事業者の提供する同條第二項に規定する信書便の業務のうち留郵便に準ずるものと、最高裁判所規則で定めるものにして送達することができる。この場合において、民事訴訟法第百七条第二項及び第三項の規定を準用する。（改正により追加）

## 第一八条の二（改正により追加）

### 第九条の二、第九条の三（改正により追加）

#### 民事訴訟法の準用

- ① 民事訴訟法（特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に關し）は、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八七条の二の規定を除く。）を準用する。
- ② 第二條の二（改正により追加）
- ③ 第二七條の二（改正により追加）

## 第二七條の二（改正により追加）

- ① 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合において、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。
- ② 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対し又はその者のために強制執行を

有効な改正前規定（仲裁法）

民事執行法

することができるが裁判所書記官若しくは公証人に明白であるとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

③ かつ、当該債務名義に基づき不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれを証する文書を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

④ ⑤ 略

### 執行文の再付与等

#### 第八條の二（略）

- ② 前項の規定は、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本を更に交付する場合について準用する。

### 債務名義等の送達

#### 第九條（債務名義等の送達）

第九條 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されるときに限り、開始することができる。第二十七條の規定により執行文が付与された場合においては、執行文の謄本又は執行文に係る電磁的記録及び同條の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

### 執行文の付与に関する異議の申立て

#### 第三二條の二（略）

#### 第三三條（略）

#### 第三四條（略）

### 執行文付与の訴え

#### 第三七條（略）

#### 第三八條（略）

#### 第三九條（略）

#### 第四〇條（略）

① 債権者は、第二十八條第三項の規定による少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本の交付について準用する。

② 第三二條の二（略）

③ 第三三條（略）

④ 第三四條（略）

項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立てによるもの。

四六（略）

### 執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判

#### 第三九條の二（略）

- ③ 第三項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出するまでの期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起前においても、することができる。
- ④ ⑤ 略

### 強制執行の停止

#### 第四九條（住居略）

一 債務名義執行証書を除く、若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さな旨を記載した執行力のある裁判の正本

二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本

三 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判の正本若しくは調停の調書の正本又は労働審判法（平成十六年法律第十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

四 二（改正により追加）

五 強制執行の停止及び執行処分を命ずる旨を記載した裁判の正本

六 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本

#### 第五〇條（略）

#### 第五一條（略）

#### 第五二條（略）

#### 第五三條（略）

#### 第五四條（略）

#### 第五五條（略）

#### 第五六條（略）

#### 第五七條（略）

#### 第五八條（略）

① 債権者は、買受けの申出があつた後に第十九條第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

② 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第十九條第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

③ 第五五條（略）

④ 第五六條（略）

⑤ 第五七條（略）

⑥ 第五八條（略）

⑦ 第五九條（略）

⑧ 第六〇條（略）

⑨ 第六一條（略）

⑩ 第六二條（略）

⑪ 第六三條（略）

⑫ 第六四條（略）

⑬ 第六五條（略）

⑭ 第六六條（略）

⑮ 第六七條（略）

⑯ 第六八條（略）

⑰ 第六九條（略）

⑱ 第七〇條（略）

⑲ 第七一條（略）

⑳ 第七二條（略）

㉑ 第七三條（略）

㉒ 第七四條（略）

㉓ 第七五條（略）

㉔ 第七六條（略）

㉕ 第七七條（略）

㉖ 第七八條（略）

㉗ 第七九條（略）

㉘ 第八〇條（略）

㉙ 第八一條（略）

㉚ 第八二條（略）

㉛ 第八三條（略）

㉜ 第八四條（略）

㉝ 第八五條（略）

㉞ 第八六條（略）

㉟ 第八七條（略）

㊱ 第八八條（略）

㊲ 第八九條（略）

㊳ 第九〇條（略）

㊴ 第九一條（略）

㊵ 第九二條（略）

㊶ 第九三條（略）

㊷ 第九四條（略）

㊸ 第九五條（略）

㊹ 第九六條（略）

㊺ 第九七條（略）

㊻ 第九八條（略）

㊼ 第九九條（略）

㊽ 第一百條（略）

㊾ 第一百〇一條（略）

㊿ 第一百〇二條（略）

有効な改正前規定（民事執行法）

項を定める必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を筆頭し、かつ、即時に取り調べることができる書証の取調べをすることができ、

⑤⑦（略）

第八八六条（改正により追加）

第八八六条（略、改正後の第八八六条の一）

（配当異議の訴え等）

第九〇条①⑤（略）

⑥配当異議の申を出した債権者又は債務者が、配当期日を知れていない担当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知った日 から一週間以内（買受人が第七十八条第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合があつては、二週間以内）に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその証明に係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

（権利確定に伴う配当等の実施）

第九〇条①②（略）

③⑦（改正により追加）

（強制執行の規定の適用）

第二二一条 第四十條第一項、第四十七條第一項、第六項本文及び第七項、第四十八條、第五十三條、第五十四條及び第八十八條第三項及第四項、第八十七條第一項及び第八十八條の規定は強制執行について、第八十四條第一項及び第二項、第八十五條並びに第八十九條から第九十二條までの規定は、第九〇条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四條第三項及び第四項中、代金の納付後とあるのは、第七七條第三項の期間の経過後と読み替へるものとする。

（執行裁判所による配当等の実施）

第九〇条①（略）

②第八十四條、第八十五條及び第八十八條から第九十二條までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

（扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例）

第五二一条①（略）

三 民法第七百六十六條（同法第七百四十九條、第七百七十一條及び第七百八十八條において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に關する義務

②（略）

（配当等の実施）

第八八六条①（略）

②第八十四條、第八十五條及び第八十八條から第九十二條までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

③（略）

（少額訴訟執行の開始等）

第八七九条①（略）

②④（略）

（配当等のための移等）

第八七九条①②④（略）

⑦第六十條第一項及び第七十條（第九十二條第一項及び第九十三條第一項）並びに第七十條（第九十二條第一項及び第九十三條第一項）の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手続について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定が効力を生じた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七百六十六條第三項中、「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替へるものとする。

第二六七条の七（改正により追加）

（債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等）

第九九条①（略）

②前条第二節第四款第一目（第五百六十六條第二項、第五百五十二條及び第五百五十三條を除く。）及び第六百八十二條から第六百八十四条までの規定は前項に規定する担保権の実行及び行使について、第六百四十六條第二項、第五百五十二條及び第五百五十三條の規定は前項に規定する、般の先取特権の実行及び行使について準用する。

③（改正により追加）

第一九九条の二、第一九九条の三（改正により追加）

（課税義務の一部の免除）

第〇〇条①（略） 財産開示期日において債務者の財産の一部を開示した開示義務者は、申立の同意がある場合又は当該開示によつて第六百九十七條第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、前条第一

項の規定にかかわらず、その余の財産について陳述することを要しない。

②（略）

（債務者の給与債権に係る情報の取得）

第〇〇六条①（略）

一 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）

二 改正

②（改正により追加）

③前条第一項から第五項までの規定は、前項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。改正後の③

（情報の提供の方法等）

第〇〇八条①（略） 第二百五十五條第一項、第二百六十六條第一項又は前条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定に任命された情報の提供は、執行裁判所に対し、書面で行なければならぬ。

②（略）

（第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限）

第〇〇九条①（略）

一、二 略

三、四（改正により追加）

新三、四（改正後の四、五）

（第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限）

第〇一〇条①（略）

②前条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号に掲げる者であつて、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の第二八八條第一項の情報の提供に關する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権その本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

（過料に処すべき場合）

第〇一四條①（略）

②第二百十條の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者も、前二項と同様とする。

附則 第五一〇条（改正により追加）

別表 改正により追加

# ○民事執行規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・七最高裁規四）  
本則五条（令和八・五・二四までに施行）

### （催告及び通知）

第二条（一）民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条の規定は、民事訴訟規則の手続における催告及び通知について準用する。この場合において、同条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは、「裁判所書記官又は執行官」と読み替へるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四第三項の規定は、法第百七十七条第三項の規定による催告については準用せず、同規則第四第五項の規定は、第五十六条第二項及び第五十九条第三項（これらの規定を準用し）又はその例による場合を含む。）の規定による通知については準用しない。

③ 改正により追加

第〇条の四（改正により追加）

### （民事執行の調査）

第二条（一）（略）

② 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十六条第一項及び第六項並びに民事訴訟規則第十六条（第一項第三号及び第六号を除く。）から第六十九号までの規定は、前項の調査について準用する。

新第一五条の二（改正により追加）

### （民事訴訟規則の準用）

第一五条の二 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。改正後の第一五条の二（一）

第五條の二（改正により追加）

（公証人法第五十七條ノ二第一項の最高裁判所規則で定める執行證書の正本等の送達方法）  
第二〇条（略）

第六〇条の二（改正により追加）

有効な改正前規定（民事執行規則 民事保全法 民事保全規則）

第八六条の二（第六二条の四）（改正により追加）

### （給付義務者に対し陳述を催告すべき事項等）

第六四條の二（一）（略）

② 法第九十二條の三前段の規定による催告に対する給付義務者の陳述は、書面で行なわれなければならない。この場合において、給付義務者は、当該書面に押印することを要しない。

### （執行力のある債務名義の正本の交付）

第二九条（一）（略）

（第二債務者に対し陳述を催告すべき事項等）

第二五條（一）（略）

② 法第百四十七條第一項の規定による催告に対する第三債務者の陳述は、書面で行なわれなければならない。この場合において、第三債務者は、当該書面に押印することを要しない。

### （開示義務者の宣誓）

② 民事訴訟規則第百十條第一項から第五項までの規定は、開示義務者の宣誓について準用する。

第一八六條の二（第一八六條の三）（改正により追加）

附則 第九條 第二條（改正により追加）

別表（改正により追加）

# ○民事保全法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）  
△附則七一條（令和八・五・四までに施行）  
・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に關する法律（令和五・六・一四法五三）  
本則一〇条（令和八・五・四までに施行）

第六六條の二（第六六條の三）（改正により追加）

### （民事訴訟法の準用）

第七條 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七條の二の規定を除く。）を準用する。

### （民事執行法の準用）

第四六條 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五條から第十四條まで、第十六條、第十八條、第二十二條第一項、第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條、第三十條第一項、第三十條から第三十四條まで、第三十九條から第四十八條まで、第三十九條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十條並びに第四十一條の規定は、保全執行について準用する。

別表（改正により追加）

# ○民事保全規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・七最高裁規四）  
附則四三條（令和八・五・二四までに施行）

### （催告及び通知）

第二条（一）民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条の規定は、民事保全の手続における催告及び通知について準用する。この場合において、同条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは、「裁判所書記官又は執行官」と読み替へるものとする。

② 改正により追加

③ 改正により追加

新第一六條の二（一）（改正により追加）

第六六條 略（改正後の第六六條の二）

### （調査決定）

第〇条（一）（略）

④（改正により追加）

### （民事執行規則の準用）

第二條 民事執行規則第一章第一條、第三條、第四條、第十一條、第十四條及び第十五條を除く。及び同規則第二章第一節第十六條第二項、第二十二條の三を除く。の規定は、保全執行について準用する。ただし、同規則第二十二條の規定は、登記若しくは登録をする方法又は第三債務者若しくはこれに準ずる者に保全命令の送達をする方法による保全執行については、この限りでない。

別表（改正により追加）

有効な改正前規定（破産法

○破産法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・三法四八）附則一〇四条（令和八・五・二四までに施行）
- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則一四九条（令和八・五・二四までに施行）
- ・民法等の一部を改正する法律（令和六・五・二四法三三）附則一一条（令和八・五・三までに施行）

第八條の二（改正により追加）

（民事訴訟法の準用）

第三條 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八七条の二の規定を除く。）を準用する。

第二二条の二（改正により追加）

（特別調査期日における調査）

② 第二百十九條第二項及び第三項、同条第六項において準用する第七項及び第九項を除く。の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

第三三六條の二（改正により追加）

（配当等の実施）

第一九一條①②（略）

③ 民事執行法第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

（免許許可の決定の効力等）

- 第二五三條①（往書略）
- 一三三（略）
- 四（往書略）
- イ・ロ（略）

八 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十一条において準用する場合を含む。）の

破産規則（民事再生法）

規定による子の監護に関する義務

- 二・ホ（略）
- 五七七（略）
- ②④（略）

別表（改正により追加）

○破産規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟規則の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）附則五二条（令和八・五・二四までに施行）
- 新第二二条、第二二条の二〇（改正により追加）
- （民事訴訟規則の準用・法第三三條）
- 第二二條（略、改正後の第二二條の二）

（破産債権の届出方式・法第一百一一条）

第三二條①③（略）

④（往書略）

一（略）

二 破産債権が執行力ある債権名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債権名義の写し（債権名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三條第一項第一号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限り。）又は判決書の写し（略）

第四三條の二（改正により追加）

第四五條の二（改正により追加）

別表（改正により追加）

○民事再生法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則一〇四条（令和八・五・二四までに施行）
- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則一四五条（令和八・五・二四までに施行）
- ・民法等の一部を改正する法律（令和六・五・二四法三三）附則一一条（令和八・五・三までに施行）

第八條の二（改正により追加）

（民事訴訟法の準用）

第八條 特別の定めがある場合を除き、再生手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八七条の二の規定を除く。）を準用する。

第二二条の二（改正により追加）

（配当等の実施）

③ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

（再生計画による権利の変更の内容等）

第三一九條①②（略）

③（往書略）

④（略）

イ・ロ（略）

三（往書略）

八 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十一条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

二・ホ（略）

④（略）

別表（改正により追加）

### ○民事再生規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規四）附則四七条（令和八・五・二四までに施行）

新第一一条 第一一条の二〇（改正により追加）

（民事訴訟規則の準用）法第十八条  
第一一条 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第二十條之二（映像と音声の送受信）による通話の方法による口頭弁論の期日）及び第三十條之三（音声の送受信）による通話の方法による審尋の期日）の規定を除く。）を準用する。（改正後の第一一条の一）

（届出の方式）法第九十四条  
第三條 ①②（略）

③ 再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十二条（債務名義）第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十二年法律第五十三号）第四十三条（公正証書の原本等の交付等）第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写しを添付しなければならぬ。）を添付しなければならない。

④ （再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）法第一百十條 第四七条 再生債権の確定に関する訴訟については判決が確定した場合において、法第一百十條（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）の申立てをするときは、当該判決の判決書の謄本及び当該判決の確定についての証明書を提出しなければならない。改正後の①  
②（改正により追加）

（価額に相当する金銭の納付期限等）法第一百五十二条  
第八條 ①③（略）  
④ 第十一條（民事訴訟規則の準用）の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四條（催告及び通知）第五項の規定は、第三項の規定による通知については準用しない。

### ○会社更生法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）附則九四条（令和八・五・二四までに施行）

第八條の二 第八條の五（改正により追加）  
別表（改正により追加）

（配当等の実施）法第五十三條  
第八條 ① 民事執行規則第十二條（民事執行の調書）、第五十九條（第一項後段を除く。）、配当期日等の指定、第六十條（計算書の提出の催告）及び第六十一條（売却代金の交付等の手続）の規定は、法第五十三條（配当等の実施）第一項の配当の手続及び同条の規定による弁済金の交付の手続について準用する。この場合において、同規則第十二條、第五十九條第一項及び第六十條中「執行裁判所」とあるのは、「裁判所」と、同規則第五十九條第一項中「不動産の代金」とあり、同条第二項中「代金」とあり、及び同規則第六十條中「売却代金」とあるのは、「民事再生法第四十七條（価額に相当する金銭の納付等）第一項に規定する金銭」と、同規則第五十九條第三項及び第六十條中「各債権者及び債務者」とあるのは、「担保権者及び再生債務者等」と、同規則第六十條中「各債権者」とあるのは、「担保権者」と、執行費用」とあるのは、「民事再生法第五十一条（費用の負担）第三項の費用」と読み替えるものとする。  
②（略）

別表（改正により追加）

有効な改正前規定（組織犯罪処罰法（組織犯罪処罰法） 性的姿態撮影等処罰法 ストーカー行為等規制法）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債権の調整の手續等に関する法律（令和七・六・三法六七）  
附則一条（令和八・二・二二までに施行）

（犯罪収益等の没収等）

第三条①（略）

②（往書略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

十三（改正により追加）

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態撮影等処罰法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則三六条（令和八・五・二二までに施行）

第八条①（往書略）

一（略）

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百六号）第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第二号及び第十條第一項第一号ロにおいて同じ。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。第十條第一項第一号ロにおいて同じ。）を複写した物（略）

○ストーカー行為等の規制等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）本則四九条（令和八・六・一五までに施行）

（禁止命令等）

第五条①②（略）

③ 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつても送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。  
④ 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。  
⑤（略）

○刑事訴訟法

令第八年四月二日以降有効な旧規定  
改正法令一覧  
・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四一五・二三法四八）附則第○条（令和八・二四）で施行  
・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五三・三三九）本則一条二（案）改正五条（令和八・五二）までに、令和九・三三（案）まで施行

第四〇条（書類・証拠物の閲覧・謄写）①弁護人は、公訴の提出後、裁判所において、訴状に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するに当たっては、裁判長の許可を受けなければならない。  
②前項の規定にかかわらず、第百五十条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができる。（改正後）

第四〇条の二（改正により追加）  
第四六条（請求 被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判記載した調査の原本又は抄本の交付を請求することができる。）（改正後）  
②（改正により追加）  
第四八条（公判調書の作成・整理）①（略）  
②（改正により追加）  
③（改正後）  
④（改正後）

第四九条（被告人の公判調書閲覧権）被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないうときは、又は目的の異なるときは、公判調書の明読を求めることができる。  
第六八条（勾留と被告事務の告知）被告人の勾留は、被告人に対して被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。（改正後の①）

第五〇条（公判調書の未整理と当事書の権利）①公判調書が次の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次の公判期日における被告の訴を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。  
②被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所書記は、次の公判期日においてはその旨を述べ、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならない。  
第五二条（公判調書の記載に対する議申し立て）①検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確申立てにつき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。  
②前項の異議の申立ては、遅くも当該審議における最後の公判期日後第十四日以内にこれをしなければならない。ただし、第四十條第三項の二の規定により判決を宣告する公判期日以後に整理された調書については、整理が完了した日から十四日以内にこれをすることができ。

第五三條（訴訟記録の公開）①何人も、被告事件の最終後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の務に支障のあるときは、この限りでない。（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第五四條（送達）書類の送達については、裁判所の規則に特別の規定のある場合を除くは、民事訴訟法に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く）を準用する。  
第二章の二 第五四條の二 第四四條の四  
第六六條（送達）書類の送達については、裁判所の規則に特別の規定のある場合を除くは、民事訴訟法に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く）を準用する。  
第六八條（勾留と被告事務の告知）被告人の勾留は、被告人に対して被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。（改正後の①）

第六二条（召喚状）被告人の召喚、勾留又は勾留は、召喚状、勾留状又は勾留状を發してこれをしなければならぬ。改後の①  
②（改正により追加）  
③（改正後）

第六三條（召喚状の方式）召喚状には、被告人の氏名及び住居、別名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由が無く、頭名なしときは召喚状を發する旨その他裁判官の現行規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印しなければならない。（改正後の①）  
②（改正により追加）

第六四條（勾引状・勾留状の方式）①勾引状又は勾留状とは、被告人の氏名及び住居、別名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は留置すべき刑事施設、有効期日及びその期間経過後は執行に着手するべき旨を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印し、発付の日月その他裁判の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印しなければならない。（改正後の①）  
②（改正により追加）

第六五條（召喚の手続）①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）

第六六條（勾引の権限）①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

第六七條（勾引状・勾留状執行の手続）①勾引状を執行するには、これを裁判所の他所に引き取り速やかに戻す。第六十六條第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引き取りなければならない。（改正後）  
②（改正により追加）  
③（略）

第六八條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第六九條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第九〇條（保釈の取消し等と取容の手続）①保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留の執行停止した勾留の執行停止の決定の原本を被告人に示してこれを刑事施設に取容しなければならない。（改正後）  
②（改正により追加）  
③（略）

第九一條（保釈の手続）①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）

第九二條（保釈の取消し等と取容の手続）①保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留の執行停止した勾留の執行停止の決定の原本を被告人に示してこれを刑事施設に取容しなければならない。（改正後）  
②（改正により追加）  
③（略）

第九三條（押収及び搜索）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第九四條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第九五條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第九六條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第九七條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第九八條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第九九條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第一〇〇條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第一〇一條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第一〇二條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第一〇三條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第一〇四條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第一〇五條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第一〇六條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第一〇七條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第一〇八條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

第一〇九條（差押え・提出命令）①裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物たるものを差押えすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
第一一〇條の二（記録命令付差押え）裁判所は、必要があるときは

有効な改正前規定 (刑事訴訟法)

は、記録命令付差押状(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じた必要な電磁的記録の記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差押しをなすことができる。以下同じ)をすることができる。改正により削られた。

第二〇二条の二 改正により追加

第二〇五条の二 改正により追加

第六〇六条(含む) 公判廷外における差押状、記録命令付差押状又は捜索は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状を発し、これをしなければならぬ(改正後の①)

第七〇七条 差押状、記録命令付差押状、捜索状の方式

差押状、記録命令付差押状又は捜索状には、被押者の氏名、罪名、差し押さえるべき物、差し押さるべき物の種類及び電磁的記録及びその記録媒体を記録させるべき者又は捜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行が停止するときは、合符又は鍵を返還しなければならない旨並びに発付の日付その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長がこれに記名押印しなければならない(改正により追加)

第九十九条の二 規定による処分をするときは

前項の規定による処分をするときは、被押者の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さるべき物の種類に電磁的記録を接続している記録媒体でつて、その電磁的記録を複製すべきものの内容を記載しなければならない(改正により追加)

第一〇八条 差押状、記録命令付差押状、捜索状の執行

差押状、記録命令付差押状又は捜索状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察官がこれを執行する。ただし、裁判所が被取人の保護のために認めるときは、裁判長は、裁判書記官又は司法警察官にその執行を命ずるとすることができる。記録命令付差押状又は捜索状の執行に關し、その執をする者に対し書面を適宜と認める指示をすることができる(改正により追加)

第七十條の二 規定による処分をするときは

前項の規定による処分をするときは、被押者の差押状に、同項に規定する事項のほか、差し押さるべき物の種類に電磁的記録を接続している記録媒体でつて、その電磁的記録を複製すべきものの内容を記載しなければならない(改正により追加)

第九九條 執行の補助

検察事務官又は裁判所書記官は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行に必要があるときは、司法警察職員に補助を依頼することができる。

第二〇二条(執行の方式) 差押状、記録命令付差押状又は捜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない(改正後の①)

第二二条(押収捜索に必要な処分)

差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行については、錠をはずし、封を聞き、その他必要な処分をすることができる。公判で差押え、記録命令付差押え又は捜索する場合も、同様である(改正により追加)

第二二条(執行中の出入禁止)

差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所の出入りすることを禁止することができる(改正により追加)

第二三条(記録者の立会い)

差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行に立ち会うときは、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行者は、この限りでない(改正により追加)

第二四條(責任者の立会い)

公務所内差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするときは、その長又はこれに代わる者に通知してその処分を立会わせなければならない(改正により追加)

第二六条(時刻の制限)

日出前、日没後には、合符に夜間命令付差押状又は捜索状の執行のため人の住居に人の看守する旨を通知し、建築物若しくは船舶内に入ることはできない(改正により追加)

第二七条(差押状の執行に着手したときは)

日没後も、その処分を継続することができる(改正により追加)

第二八条(執行の中止と必要な処分)

差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を中止する場合には、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる(改正により追加)

第二九条(証明書の交付)

捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない(改正により追加)

第二一七条(時刻の制限の例外) 次に掲げる場所で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするときは、前条第二項に規定する制限によることを要しない(改正により追加)

第二二条(執行の中止と必要な処分)

差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を中止する場合には、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる(改正により追加)

第二九条(証明書の交付)

捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない(改正により追加)

第二二〇条(押収目的の交付)

押収をなした場合にその記録を有する処分を受けた者を含む、又は保管する者に代わるときは、これを交付しなければならない(改正後の①)

第二二三条(還付、返還付等)

押収物第百十條の二の規定による電磁的記録を移転し、又は移動させた上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押を受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告側の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複製を許さなければならない(改正により追加)

第二四條の二 (改正により追加)

裁判所が、押収物第百十條の二の規定による電磁的記録を移転し、又は移動させた上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押を受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告側の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複製を許さなければならない(改正により追加)

第二五條(受命裁判官、受託裁判官)

押収又は捜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地裁裁判所家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる(改正により追加)

第二五七條(当事者の立会権、尋問権)

尋問に立ち会ふことができる者にかぎることを通知しなければならない(改正により追加)

第二五七條の五(証人尋問の際の証人の選定)

裁判所は、証人を尋問する場合には、次に掲げる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の五(証人尋問の際の証人の選定) ①裁判所は、証人を尋問する場合には、次に掲げる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の六(ビデオリンク方式による証人尋問)

裁判所は、次に掲げる者を証人とし、証人尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の七(証人尋問の際の証人の選定)

裁判所は、証人を尋問する場合には、次に掲げる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の八(ビデオリンク方式による証人尋問)

裁判所は、次に掲げる者を証人とし、証人尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の九(ビデオリンク方式による証人尋問)

裁判所は、次に掲げる者を証人とし、証人尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の十(ビデオリンク方式による証人尋問)

裁判所は、次に掲げる者を証人とし、証人尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の十一(ビデオリンク方式による証人尋問)

裁判所は、次に掲げる者を証人とし、証人尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の十二(ビデオリンク方式による証人尋問)

裁判所は、次に掲げる者を証人とし、証人尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)

第五七條の十三(ビデオリンク方式による証人尋問)

裁判所は、次に掲げる者を証人とし、証人尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人の証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同構内(これら二者の者が在席する場所と同一の場所をいう)に於て、次項において同じ)にあるもの証人を在席させ、映像・音声の送受信により相手の状態を相互に認識し、相互に通知することができる方法によつて、尋問することができる(改正後の④)















有効な改正前規定（刑事訴訟法）

① 検察官、検察事務又は司法警察職員の検査の結果を記載した書面は、その作成者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正性が認められたとき、これを証拠とすることができる。

② 第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができるのは、第一項の規程にかかわらず、これを証拠とすることができるものに限られ、かつ、同項と同様である。

③ 第二十一条（ビデオ方式による証人尋問調書の証拠能力） 被告人等の公判準備手続は、公判期日における訴訟外の刑事手続又は他の刑事手続において第二百九十五条第六項又は第七項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体とその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べる後、訴訟関係人に対し、その調書を読取るとして尋問する機会を与え、証人係人ではない調書を取調べる場合においては、第二百九十五条第五項ただし書の規定は、適用されない。

④ 第二十一条（被害者等の供述状況を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則） 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同一方法により記録した記録媒体は、その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述の状況を記録したものに限る。は、その供述が第二号に掲げる指図が与えられた状況の下にされたものとして認められる場合であつて、聴取に至るまでの情事その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三十一條第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場において、裁判所は、その記録媒体を取り調べる後、訴訟関係人に対し、その供述者を読人として尋問する機会を与えなければならない。

⑤ 前項の規定により取り調べられた記録媒体に記載された供述は、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

⑥ 第三十二条（被告人の供述書 供述録取の証拠能力） ① 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面であつて、その署名若しくは押印又は他の署名が被告人に属する事実の承認を内容とするものであるとき、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においては、第二百九十九條の規定に準じ、任意にされたものではない疑があるとき、これを証拠とすることができない。

⑦ 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面

⑧ 第三十三条（他の書の証拠能力） 第三十二条から前条までに掲げる書面以外に書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

一 戸籍簿本、公正証書原本その他公務員・外国の公務員を含む公務員の職務上証明することができる事実に関する公務員が作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌の他法律の通常の過程において作成された書面

第三十五条（裁判の任意の調査 裁判所は、第二百九十一条から前条までの規定により証拠とすることができる書面又は供述を調べる時、あらかじめ、その書面に記載された供述又は供述準備若しくは公判期日における調査の事後でなければ、これを証拠とすることができる。

第三十六条（当事者の同意と書面供述の証拠能力） ① 検察官及び被告人が証人とすると同意した書面又は供述は、その書面が作成された又は供述されたときから起算し、その書面が認められた後、第二百九十一条第九項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

② 被告人が出頭しないときも証拠調を行つておける場合において、代理人が出頭しないときは、前項の同意があつてもない。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三十七条（書による証拠能力 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が同意の上、文書の内容を公判期日に出頭して供述するに同意した書面又は供述書に記載して提出したとき、その文書又は供述書に基づき取り調べたもので、その書面を証拠とする場合においても、その書の証明力を争つてはならない。

第三十八條（証力を争つための証拠） 第二百九十一条乃至第三十五条の規定による証拠とすることができる書面又は供述書は、その書面を証拠とする場合においては、検察官及び被告人は、その書の証明力を争つてはならない。

第三十九条（改正により追加）

第三十條の三（弁護人の同意、合意内容書面の作成）

① 前条第一項の合意は、検察官、被告人又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにするものとす

② 第三十條の七（合意した被告人の事における合意内容書面等の証拠能力の請求） 検察官は、被疑者との間で第三百五十五條の二の合意がなされた場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十一条の手續が終了後（事件が公判前整理手続に付されずの場合にあつては、その時終）遅滞なく、証人として第二百九十三条第二項の書面（以下「合意内容書面」という。）の取調を請求しなければならない。合意内容書面について、公訴提起後に被告人との間で第三百十條の第一項の合意をしたときも、同様とする。

③ 前項の規定により合意内容書面の取調を請求した後において、当該合意の当事者が第三百五十五條の二の第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、あわせて、同項の書面の取調を請求しなければならない。

④ 第一項の規定により合意内容書面の取調を請求した後、当該合意の当事者が第三百十條の第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面の取調を請求しなければならない。

第三十條の八（解明対象となる他の事件における合意内容書面等の証拠調への請求） 被告人以外の事件における合意内容書面等、その者が第三百五十五條の二の第二項の合意に基づき作成したものである同一の合意に基づきした供述を録取し若しくは記録したものに於いて、検察官、被告人又は弁護人が取調を請求し、又は裁判所が職権でこれを取調することを求めたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調を請求しなければならない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定は準用する。

第三十條の九（問題） 検察官、被告人若しくは弁護人（証人）尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行つた場合において、その証人とすべき者の間で当該証人尋問について、第三百十條の第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調を請求しなければならない。この場合においては、第三百五十五條の七第一項の規定を準用する。

第三十條の十（合意からの離脱） ① 前項の規定による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に対し、当該合意から離脱する旨の告知を行つて行うものとする。

② 検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするか否かの確認を求めるときは、これを書面しななければならない。この場合において、必要事項は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解するために、検察官、被疑者に譲渡されなければならない。また、検察官は、被疑者を選任することができる旨を含む旨を説明し、前項の規定に従ひ審判を受けることができる旨を述べなければならない。

③ 検察官が第一項の同意をし、及び弁護人が前項の同意を又は別の意見を留保するときは、書面であつてその旨を明らかにしなければならない。第一項の規定には、前項の書面を添付しなければならない。

第三十條の十一（検察官請求証拠の開示） 検察官は、即決裁判手続の申立てをした後、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九條第一項の規定により証拠調を閲覧する機会を他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えなければならない。

第三十條の十二（即決裁判手続による審判の決定） 裁判所は、即決裁判手続の申立てをした後、第二百九十九條第一項の手續に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 一四（略）

第三十條の十三（刑事施設に在る被告人の特則） ① 刑事施設に在る被告人が上訴の提起期間内に上訴の特則を行使するときは、書面による被告人の同意を得て、上訴の放棄又は取下をすることができる。

第三十條の十四（刑事施設に在る被告人の特則） ① 刑事施設に在る被告人が上訴の提起期間内に上訴の特則を行使するときは、書面による被告人の同意を得て、上訴の放棄又は取下をすることができる。

第三十條の十五（刑事施設に在る被告人の特則） ① 刑事施設に在る被告人が上訴の提起期間内に上訴の特則を行使するときは、書面による被告人の同意を得て、上訴の放棄又は取下をすることができる。

第三十條の十六（申立ての要件と手續）

第三十條の十七（控訴申立ての理由と控訴趣意書 絶対的控訴理由） 左の事由があることと理由として控訴の申立ての場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をしなければならない旨の検察官又は弁護人の保証書を添付しなければならない。

第三十條の十八（控訴趣意書） ① 控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をしなければならない旨の検察官又は弁護人の保証書を添付しなければならない。

第三十條の十九（控訴申立ての理由と控訴趣意書 絶対的控訴理由） 左の事由があることと理由として控訴の申立ての場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をしなければならない旨の検察官又は弁護人の保証書を添付しなければならない。

第三十條の二十（控訴申立ての理由と控訴趣意書 絶対的控訴理由） 左の事由があることと理由として控訴の申立ての場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をしなければならない旨の検察官又は弁護人の保証書を添付しなければならない。

第三十條の二十一（控訴申立ての理由と控訴趣意書 絶対的控訴理由） 左の事由があることと理由として控訴の申立ての場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をしなければならない旨の検察官又は弁護人の保証書を添付しなければならない。





る物」と、第百条第一項、第百五条ただし書、第百八条第一項、第百三十三條第一項及び第百三十七條第一項中「被告」とあるのは、裁判の執行を受ける者、第百条第二項及び第百三十三條第一項及び第三項中「被告」とあり、並びに第百条第三項ただし書中「審理」とあるのは「裁判の執行」と、第百三十五條第四項ただし書中「裁判所」とあるのは、裁判所又は第五百三十三條第四項において準用する第一項の規定による嘱託をした裁判官と、第二十二條第四項中「檢察官、檢察事務官又は司法警察職員」とあるのは「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。改正後の⑦

⑦ 第百六条及び第百十七條の規定は、裁判所又は裁判官第百五十一条の規定によつて差押え、記録命令付差押え又は捜索によつて準用する。改正後の⑧

⑧ 略、改正後の⑩

⑨ 第四百九十九條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第百三十三條第一項の規定による押取物の運付について準用する。この場合において、第四百九十九條第三項中「前二項」とあるのは、「第百三十三條第九項において準用する第一項」と読み替えるものとする。改正後の⑩

⑩ 第四百九十九條第一項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第百三十三條第一項の規定による交付又は複写について準用する。改正後の⑩

⑪ 前項において準用する第四百九十九條第一項の規定による公告をした日から六箇月以内の前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。改正後の⑩

第五三條の一 改正により追加

第五五條 鑑定等の嘱託と必要な処分 許可状 ① ③ (略)

④ 第百三十一條、第百三十七條、第百三十八條、第百四十一條及び第百六十八條第二項から第四項までの規定は、第一項許可状及び前項の許可状について準用する。この場合において、第百三十七條第一項中「被告人」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と、第百六十八條第二項中「被告人の氏名、罪名」とあるのは、「裁判の執行を受ける者の氏名」と読み替えるものとする。

第八編 (第五二七條) 改正により追加

刑法等の一部を改正する法律の施行に関する法律附則法中経過規定 (令四六・六・一七六八)

第四五八條 (刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置) ① ⑥ (略)

⑦ 懲役、禁錮又は旧拘留の言渡しを受けた者に係る新刑訴訟

有効な改正前規定 (犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)

法第四百八十条、第四百八十二条、第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しはそれぞれ拘留刑の言渡しとし、旧拘留の言渡しは拘留の言渡しとしをなす。

### ○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

令和八年四月二日降有効な旧規定

改正法一覽

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (令和七・五・三法三九 本則二四條 令和九・三・三三) まで施行

第五五條 ① (略)

新② 改正により追加

④ (略) 改正後の④

第五六條 (傍受令状の記載事項)

第六六條 (傍受令状) ① 被告人の氏名、被疑事実の要旨、罪名、別称、傍受すべき通信、傍受の対象とするべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受がされる期間、傍受の実施に関する条件、有効期間及びその期間経過後傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発行の日及びその他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記者押印しなければならない。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載するものとする。

新② 改正により追加

② 裁判官は、前条第三項の規定により第二十条第一項の許可を記載するものとする。改正後の②

第七七條 (傍受が可能な期間の延長)

第七八條 (略)

③ 前項の延長は、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印してこれをとなげなければならない。

④ 改正により追加

第九九條 (変換符及び対那変換符の作成等)

第九九條 (住居略)

一 傍受令状に第二十条第一項の許可をする旨の記載があるとき、同項の規定による略号に用いる変換符及びその対応変換符を作成し、これを通信管理者等提供すると

二 傍受令状に第十三条第一項の許可をする旨の記載があるとき、次のイからハまでに掲げる措置

イ 一 (略)

第〇条① (傍受令状の提示)

第一〇条① 傍受令状は、通信管理者等に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

② 改正により追加

③ 傍受ができる期間が延長されたときも、前項と同様とする。

(該当性判断のための傍受)

第四〇条① 檢察官又は司法警察官は、傍受の実施をして、通信以下単に「傍受すべき通信」というに該当するかどうかわからぬものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができ、

② (略)

他の犯罪の実行内容とする通信の傍受

第五 檢察官又は司法警察官は、傍受の実施をして、通信以下単に「傍受すべき通信」と記載される以外の犯罪であつて、別表第一若しくは記載第二に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の拘留刑に当たるものを行つたこと、実行していること又は実行しようとする内容とするものと明らかと認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができ、

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第六 医師、歯科医師、公認心理師、看護師、弁護士、外国事務弁護士を含む、弁理士、公認人又は宗教の職にある者、傍受令状に被疑者として記載されている者を除くとの間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置

第一九條 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用(以下「通信」という)が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

傍受の実施の終了

第一九條 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなつたとき、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であつても、これを終了しなければならない。

(一時の保存を命じて行う通信傍受の実施の手続)

第〇条① 檢察官又は司法警察官は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するところに従い傍受の実施をすることができる期間(前条の規定により傍受の実施

の有効な改正前規定 (犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)







# ○少年法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律 令和八・五・三 法四八(附則二条 令和八・五・二四まで)に施行
- ・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律 令和七・五・二 法三九(本則五条 令和八・五・二二まで、令和九・三・二二まで)に施行

## 被害者等による記録の閲覧及び謄写

- ① 裁判所は、第三項第一号又は第二号に掲げる少年に係る捜査事件について、第二十一条の規定があった後、最終裁判所規則の定めるところにより当該捜査事件の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な障害がある場合におけるその配偶者若しくは直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ)又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該捜査事件の記録(家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したものと及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く)の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求めた理由が正当でないと認められる場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。
- ② 略

## ③ 略

## ④ 略

## ⑤ 略

## ⑥ 略

## ⑦ 略

## ⑧ 略

## ⑨ 略

## ⑩ 略

## ⑪ 略

## ⑫ 略

## ⑬ 略

## ⑭ 略

職員が行う押収、捜索、検証及び鑑定等の嘱託に関する規定(同法第二百二十四条を除く)は、前項の場合にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察」とあるのは、「司法警察官たる警察官」と、「司法巡查」とあるのは、「司法巡查官たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「警察官」とあるのは「警視總監若しくは道府県警察本部長又は警署署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第三項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察官の属する都道府県」と読み替えるものとする。

## ⑬ 略

## ⑭ 略

## ⑮ 略

## ⑯ 略

## ⑰ 略

## ⑱ 略

## ⑲ 略

## ⑳ 略

## ㉑ 略

## ㉒ 略

## ㉓ 略

## ㉔ 略

## ㉕ 略

## ㉖ 略

## ㉗ 略

## ㉘ 略

## ㉙ 略

## ㉚ 略

## ㉛ 略

## ㉜ 略

## ㉝ 略

## ㉞ 略

## ㉟ 略

## ㊱ 略

## ㊲ 略

## ㊳ 略

## ㊴ 略

## ㊵ 略

## ㊶ 略

新③ 改正より追加  
 ③④ 略 改正後の⑤  
 ⑤ 第三項の規定は、高等裁判所が原裁判所から第二項の申立書の送付を受けた日から二週間以内になければならない。書正後の⑥  
 ⑥ 第二項の規定があつた場合には、抗告があつたものとみなす。この場合において、第三十二条の規定の適用については、抗告理の申立ての理由中第四項の規定により排除されたものは、以外のものを抗告の趣意とみなす。改正後の⑦

## ⑧ 略

## ⑨ 略

## ⑩ 略

## ⑪ 略

## ⑫ 略

## ⑬ 略

## ⑭ 略

## ⑮ 略

## ⑯ 略

## ⑰ 略

## ⑱ 略

## ⑲ 略

## ⑳ 略

## ㉑ 略

## ㉒ 略

## ㉓ 略

## ㉔ 略

## ㉕ 略

## ㉖ 略

## ㉗ 略

## ㉘ 略

## ㉙ 略

## ㉚ 略

## ㉛ 略

## ㉜ 略

## ㉝ 略

## ㉞ 略

## ㉟ 略

## ㊱ 略

# ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和八年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律 令和八・五・二 法四八(附則〇五条 令和八・五・二四まで)に施行
- ・デジタル社会形成基盤法等の一部を改正する法律 令和五・六・一 法三三(本則五八条 令和八・六・一五まで)に施行

## 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七・五・二 法三九(附則三条 令和八・三・二二まで)に施行)

- ① 裁判所は、第三項第一号又は第二号に掲げる少年に係る捜査事件について、第二十一条の規定があった後、最終裁判所規則の定めるところにより当該捜査事件の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な障害がある場合におけるその配偶者若しくは直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ)又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該捜査事件の記録(家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したものと及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く)の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求めた理由が正当でないと認められる場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。
- ② 略

## ③ 略

## ④ 略

## ⑤ 略

## ⑥ 略

## ⑦ 略

## ⑧ 略

## ⑨ 略

## ⑩ 略

## ⑪ 略

## ⑫ 略

## ⑬ 略

## ⑭ 略

## 再審査の申請

- ③ 第六十二条(略)
- ④ 第六十二条(略)
- ⑤ 第六十二条(略)
- ⑥ 第六十二条(略)
- ⑦ 第六十二条(略)
- ⑧ 第六十二条(略)
- ⑨ 第六十二条(略)
- ⑩ 第六十二条(略)
- ⑪ 第六十二条(略)
- ⑫ 第六十二条(略)
- ⑬ 第六十二条(略)
- ⑭ 第六十二条(略)
- ⑮ 第六十二条(略)
- ⑯ 第六十二条(略)
- ⑰ 第六十二条(略)
- ⑱ 第六十二条(略)
- ⑲ 第六十二条(略)
- ⑳ 第六十二条(略)
- ㉑ 第六十二条(略)
- ㉒ 第六十二条(略)
- ㉓ 第六十二条(略)
- ㉔ 第六十二条(略)
- ㉕ 第六十二条(略)
- ㉖ 第六十二条(略)
- ㉗ 第六十二条(略)
- ㉘ 第六十二条(略)
- ㉙ 第六十二条(略)
- ㉚ 第六十二条(略)
- ㉛ 第六十二条(略)
- ㉜ 第六十二条(略)
- ㉝ 第六十二条(略)
- ㉞ 第六十二条(略)
- ㉟ 第六十二条(略)
- ㊱ 第六十二条(略)
- ㊲ 第六十二条(略)
- ㊳ 第六十二条(略)
- ㊴ 第六十二条(略)
- ㊵ 第六十二条(略)
- ㊶ 第六十二条(略)

有効な改正前規定（更生保護法）

（受刑者の釈放）  
第七二条（略）

四前三に掲げる場合以外の場合、釈放の根拠となる文書が、刑事施設に到達した時から十四日間以内

（審査の申請）  
第二九条（略）

③ 第三百五十七条第一項、第三百五十八条第一項及び第三項、第三百六十条並びに第三百六十一条第一項並びに行政不服審査法第五十六条第三項、第三百六十一条第九項並びに第四項、第三十二条第一項及び第五項、第三十三条、第三十五条第一項、第四項及び第六項、第二十六条、第二十七條、第三十九條、第四十五條第一項及び第二項、第四十六条第二項（第二号を除く）を除く。第四十七條（ただし書及び第二号を除く）、第四十八條（ただし書及び第二号を除く）並びに第五十二條第一項及び第五十三條第一項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第三百五十七條第一項及び第三百六十條第一項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条及び第三百六十條第一項中「矯正管区の長」とあるのは「矯正本部局長」と、同法第二十五条第三項中「審査請求人の申立で」とあるのは「職権で」とあるのは「職権で」と、同法第十二条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替又は、政令で定める。

（再審査の申請）  
第三〇条（略）

③ 第三百五十七条第二項、第三百五十八条第二項、第三百六十条及び第三百六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十条、第二十一条、第二十五条第一項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（号を除く）、第四十七條（ただし書及び第二号を除く）、第四十八條、第五十二條第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第三百六十条及び第三百六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第三百六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第二十五条第三項中「審査請求人の申立で」とあるのは「職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替又は、政令で定める。

第二八六条 第十五条第一項の規定により留置施設に留置される

者については、留置施設を刑事施設と、留置業務管理者を刑事施設の長と、留置担当官を刑事施設職員とみなして、刑事訴訟法第六十四条第一項、第六十五条第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十八條、第八十条後段、第九十八條第一項及び第二項、第九十九条の二、第九十九条の三、第九十九条の四及び第五項（第一号に係る部分に限る）及び第四項、第九十八条の二十一第二項（第一号に係る部分に限る）、第九十八條の二十一第二項（第二号に係る部分に限る）、第一百六十六条の二、第一百六十六条の三、第一百六十六條、第一百六十七條並びに第四百八十一条第一項、更生保護法第十三条（同法第十二条、第十五条第三項、第三十六条第三項（同法第三十九条第五項、第四十条第四項、第四項及び第七十六條第四項において準用する場合を含む）、第三十七條第三項、第三十三條、第三十五条第二項、第三十七條第三項、第三十七條第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む）及び第三十九条第四項において準用する場合を含む）、第三十九條第四項、第四十条、第四十一条、第五十四條第二項、第八十二条、第八十六条、第九十条第二項及び第九十三条並びに民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二条第三項の規定を適用する。

○更生保護法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令  
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則三二条（令和八・三・三二）までに施行

（刑事施設等に収容中の者の不定期の終の処分）  
第四四條（略）

② 地方委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに、その対象となされた者が収容されている刑事施設の長又は少年院の長に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならぬ。

④ 改正により追加

（少年法第二十四条第一項第三号又は第六十四條第一項第三号の保護処分）の執行のため少年院に収容中の者の退院を許す処

第四六條（略）

② 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならぬ。



有効な改正前規定（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

二号に定める公益通報をされた場合は、必要と調査を行、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に相当する他の必要な措置をとらなければならない。

報告の徴取並びに助言、指導及び勧告

第五案 内閣総理大臣は、第十条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定の施行に關し必要がある認めるときは、事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第五案の二 改正により追加

（公表） 第六案 内閣総理大臣は、第十条第一項及び第二項の規定に違反している事業者に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（適用除外）

第七〇条 第五条及び第六条の規定は、国及び地方公共団体に適用しない。

新第二二条（改正により追加）

第二二条 第十二条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。改正後の第三三〇条

新第三三〇条（改正により追加）

第三三〇条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第四〇六条

〇雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・一六・一法六三三 本則三三三 令和八・一二・一〇）まで施行

職場における性的な差別に起因する問題に関する雇用管理上の措置

- 第一案の二（略）
第二案 事業主は、他の事業者から当該事業主の講ずるこの措置の実施に關し必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努めなければならない。
④（略）
⑤（略）

新第二二条（改正により追加）

第二二条 第十二条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。改正後の第三三〇条

新第三三〇条（改正により追加）

第三三〇条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第四〇六条

男女雇用機会均等推進書

第二二条の二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八條、第十一條第一項、第十二條第二項、第十三條の三、第十四條、第十五條第一項、第十六條及び前条第一項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。改正後の第九〇条

（苦情の自主的解決）

第五案 事業主は、第六條、第七條、第九條、第十二條及び第十三條第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に關し、労働者から苦情の申出を受けるときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等の自主的な解決を図るよう努めなければならない。改正後の第二二七条

（紛争の解決の促進に関する特例）

第六案 第五條から第七條まで、第九條、第十一條第一項及び第十二條第一項、第十三條第一項において準用する場合を含む。第二項、第五項、第六項、第七項、第九項、第十二條及び第十三條の三、第十四條、第十五條並びに第十三條第一項に定める事項については、労働者と事業主との紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律百一十二号）第四條、第五條及び第十三條から第十九條までの規定は適用せず、次条から第二十七條までに定めるところによる。改正後の第二二七条

（紛争の解決の援助）

第七案 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に關し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、双方又は一方に対し、必要な助言、指導又は苦情をすることができる。
② 第十一條第一項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合において準用する。
改正後の第三三三條

（調停の委任）

第八案 都道府県労働局長は、第十五條に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のため必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第二九條第一項の紛争調停委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとす。
② 第十一條第一項の規定は、労働者が前項の申請をした場合において準用する。
改正後の第三三三條

（訴訟手続の中止）

第九案 第二四條 略、改正後の第二五五條（第三〇条）
第五〇条 ① 第十八條第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについては関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内期間定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
②（略）
③（略）
改正後の第三三三條

て、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内期間定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。
②（略）
③（略）
改正後の第三三三條

（公表）

第十〇案 厚生労働大臣は、第五條から第七條まで、第九條第一項から第三項まで、第十一條第一項及び第二項、第十三條の三、第十四條、第十五條並びに第十三條第一項において準用する場合を含む。第七條、第九條、第十二條及び第十三條の三、第十四條、第十五條並びに第十三條第一項に定める事項については、労働者と事業主との紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律百一十二号）第四條、第五條及び第十三條から第十九條までの規定は適用せず、次条から第二十七條までに定めるところによる。改正後の第三三三條

（適用除外）

第三三三條 第一章第一節、第十三條の一、同章第二節、前章、第二十九條及び第三十條の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節（第十三條の二を除く。）の規定は、一般職の国家公務員（行政執行官の労働関係に関する法律（昭和十三年法律百一十七号）第二条第一号の職員を除く。）裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律百二十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊員（昭和十九年法律第八十五号）第一条第五項に規定する隊員に關しては適用しない。改正後の第三八八條

（報告をせず、又は虚偽の報告をした者は）

第三三三條 第十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第九〇条

（令和十八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進書の業務）

令和十八年三月三十一日までの間は、第十三條の二中並びにに）とあるのは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律百一十四号）第八條第一項に規定する一般事業主行動計画に基づき取組及び同法第八十條の規定による情報の公表の推進のための措置並びに）による。

附則

令和十八年三月三十一日までの間は、第十三條の二中並びにに）とあるのは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律百一十四号）第八條第一項に規定する一般事業主行動計画に基づき取組及び同法第八十條の規定による情報の公表の推進のための措置並びに）による。

### ○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

令和八年四月三日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・一法六三）附則 四条（令和八・二・一〇までに施行）

#### （調停）

第六条 雇用の分付における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第十三号）第十九条から第十八条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五条第一項」と、同法第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五条第一項中「第八十条第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十三条」と読み替えるものとする。

### ○労働審判法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則九条（令和八・五・二四までに施行）

#### （証拠調べ等）

第七〇条（略）  
② 証拠調べについては、民事訴訟の例による。

#### （労働審判）

第七〇条①④（略）  
⑤ 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第四節（第四百四号及び第四百十号）から第四百十三号までを除く。の規定を準用する。  
⑥⑦（略）

#### （訴及提起の強制）

第七二条①②（略）  
③ 第七項の規定により訴及の提起があったものとみなされたときは、民事訴訟法第三百七条、第三百三十八条及び第三百五十八条の規定の適用については、第五条第二項の申立書を訴状とみなす。

#### （事件の記録の閲覧等）

第七六条①（略）  
② 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条の規定は、前項の記録について準用する。

#### （当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第八八条の二 労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは、当事者又は参加人（労働審判法第二百九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第一十一条の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録又は第三百三十三条の四第一項の申立てに係る事件の記録をいう。第三百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。」とあるのは「労働審判事件の記録」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同条第二項中

「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「労働審判事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

### ○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・一法六三）本則二条（令和八・二・一〇までに施行）

#### 第十一章 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する事業主の講ずべき措置等

#### （雇用管理上の措置等）

第七〇条の二（略）改正後の第三条  
第三〇条の三（略）改正後の第三条  
新第三条・第四條（改正により追加）

有効な改正前規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）

## ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・一・法六三）附則一三条（令和八・一・二・〇までに施行）

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例）

第四七条の二 労働者派遣の役務を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律百十三号）第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一項及び第十三条第二項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律の適用に関する特例）

第四七条の四 労働者派遣の役務を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律百二十二号）第二十七条の二第一項、第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

### （調停）

第四七条の九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十九条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の八第一項」と、同

法第二十條中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十五條第一項中「第十八條第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十七條の六」と読み替へるものとする。

# ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

令和八年四月三日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八年・五・二二法四八）（附則三条）（令和八・五・二四）で施行  
・デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和八・六・一六法三三）（本則四八）（令和八・六・一五）で施行  
・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二二法三九）（附則二四）（令和八・三・三三）で施行

第七〇条の七（送達に関する民事訴訟法の規定の準用）書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百零一条、第一百零三条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零八条及び第一百零九条の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは、「公正取引委員会の職員」と、同法第一百零一条中「裁判官」とあり、及び同法第一百零三条中「裁判所」とあるのは、「公正取引委員会」と読み替えるものとする。

第七〇条の八（公示送達）①（略）  
② 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつても交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。  
③ 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

第七〇条の九（電子情報処理組織を使用した処分通知等）公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十号）第三十九条の規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うものとしてしているものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七十一条の規定により同法第六十一条項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）に備えられたファイルに記録しなげ

ればならない。

第八十一条（差止請求訴訟における書類の提出等）① 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するために必要な書類の提出を命ずることができ、ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

② 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするための必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。  
③ 裁判所は、前項の場合において、第二項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であるとするときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう、次条第一項において同じ）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

④ 第八十一条（差止請求訴訟における秘密保持命令）①（註書略）  
第八十一条（差止請求訴訟における秘密保持命令）①（註書略）  
一 既に提出された書類が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠（前条第三項の規定により開示された書類を含む）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。  
二（略）

② 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。  
③ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

④ 秘密保持命令の取消し等（略）  
第八十二条（秘密保持命令の取消）①（略）  
② 秘密保持命令の取消しを申立てた者及び相手方に送達しなければならない。

③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
第二〇〇条（特許等の取消し等の宣告）①（略）  
② 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付しなければならない。特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。

第一〇一条（臨検・捜索・差押え等）① 委員会議員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官あらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押え又は記録命令交付を申え（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう、以下同じ）を保管する者その他の電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要とする電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差押えさせること（をいう。以下同じ））をすることができる。

②（略）  
③（略）











を含む)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二(略)

③ 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

④ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑤ (略)

(秘密保持命令の取消し)

第一一条(一)(略)

② 秘密保持命令の取消しを申立てた裁判官があつた場合

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

当事者等間の公開停止

第三一条(一)(略)

③ 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるとき

④ 裁判所は、その申立てに基づき、事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を拒むことができない。

⑤ 裁判所は、前項後の書面を開示し、その意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

(一)(略)

起訴状の記述方法の特例

第四一条(一)(略)

③ 第一項の起訴状は、営業秘密情報開示事項を明らかにした方法でこれをなすことができる。この場合において

④ 検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

(一)(略)

刑事訴訟法第二百七十一條の第四項の規定による措置と

同第二項に規定する個人特定事項(同法第二百七十一條の全部)について同法第二百七十一條の第五項の規定があつた場合を除く)における前項後の規定の適用については、同項後段中「起訴状」とあるのは、当該措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十一條の第五項の規定があつた場合であつては「起訴状抄本等」と同法第二百七十一條の第二項に規定する起訴状抄本等をいう。及び同法第二百七十一條の第四項に規定する書面」と、それ以外の場合において

は「起訴状抄本等」と同法第二百七十一條の第二項に規定する起訴状抄本等をいう。

(公判期日外の証人喚問等)

第二一条(一)(略)

② 刑事訴訟法第五百七十七條第一項及び第七百三十八條第二項及び第九百五十九條並びに第九百六十二條の規定による被告人の供述を求め手続について前項は、前項の規定において、同法第五百七十七條第一項及び第七百三十八條並びに第九百五十九條の項中「被告人又は弁護人」とあるのは「被告人、共同被告人又はその弁護人」と同法第五百七十八條第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と同法第五百七十九條第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第十六條の規定による被告人の供述を求め手続の期日」と同法第七百七十四條中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第十六條第一項の規定による被告人の供述を求め手続の期日及び場所」と同法第二百七十一條中「証人その他の者の尋問、検証、押収及び搜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは「不正競争防止法第十六條第一項の規定による被告人の供述を求め手続の結果を記載した書面」とあり、証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替へるとする。

③ 尋問等に係る事項の書類を記載した書面の提示命令

第七條 裁判所は、呼称被告人の供述を求め手続第四條の規定により尋問等を受ける被告人の供述を求め手続を公判期日外において行つて旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求め手続に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

④ 没収された権利等の処分

第三條 組織的犯罪処罰法第十九條の規定は第二十一條第三項の規定に準じて、組織的犯罪処罰法第十條の規定による権利の移転に関する登記又は登録をなす財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記を登録を関係機関に嘱託する場合に適用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは「不正競争防止法第八節」と読み替へるとする。

第三條の二 (改正により追加)

○著作権法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法七章 第一條(一)(略)

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・二五法四八)附則八條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

・民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和八・五・四四)第三條(一)令八・五・四四までに施行

訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

④ 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な見解に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第五章第三節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

⑤ (略)

(秘密保持命令)

第一四條の六(一)(略)

② 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第五百七十四條の三第三項の規定により開示された書類を含む)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

③ (略)

(秘密保持命令の取消し)

第一四條の七(一)(略)

② 秘密保持命令の取消しを申立てた者及び相手方に送達しなければならない。

③ (略)

④ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑤ (略)

第一四條の七(二)(略)

② 秘密保持命令の取消しを申立てた者及び相手方に送達しなければならない。

③ (略)

④ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑤ (略)

⑥ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑦ (略)

⑧ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑨ (略)

⑩ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑪ (略)

⑫ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑬ (略)

⑭ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑮ (略)

⑯ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑰ (略)

⑱ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

⑲ (略)

⑳ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

㉑ (略)

㉒ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

㉓ (略)

㉔ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

㉕ (略)

㉖ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。